

令和4年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

| | | | | | | | |
|---|---|---------------------|----|---------------|---------|-------|----------------------------------|
| 招集年月日 | 令和4年3月23日 水曜日 | | | | | | |
| 招集場所 | 笠置町議会議場 | | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告者 | 開 会 | 令和4年3月23日 9時30分 | | | 議長 | 大 倉 博 | |
| | 散 会 | 令和4年3月23日 16時20分 | | | 議長 | 大 倉 博 | |
| 応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 出席 7名 欠席 0名 欠員 1名 |
| | 1 | 向出 健 | ○ | 5 | 坂本英人 | ○ | |
| | 2 | 松本俊清 | ○ | 6 | 田中良三 | ○ | |
| | 3 | 由本好史 | ○ | 7 | 西 昭夫 | ○ | |
| | 4 | 欠 員 | | 8 | 大倉 博 | ○ | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 出席 8名 欠席 0名 |
| | 町 長 | 中 淳志 | ○ | 税 住 民 長 課 | 石原千明 | ○ | |
| | 参 与 | 岩木雅邦 | ○ | 保健福祉 課 長 | 大西清隆 | ○ | |
| | 参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱 | 前田早知子 | ○ | 建設産業 課 長 | 岩崎久敏 | ○ | |
| | 総務財政課 担当課長兼 会計管理者 | 森本貴代 | ○ | 人権啓発 課 長 | 石川久仁洋 | ○ | |
| 職務のため 出席した者 の 職 氏 名 | 議会事務 局 長 | 穂森美枝 | ○ | 議会事務 局 次 長 | 草水英行 | ○ | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 1 番 | 向 出 健 | | 2 番 | 松 本 俊 清 | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 に 付 した 事 件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | | |

令和4年第1回笠置町議会会議録

令和4年3月11日～令和4年3月28日 会期18日間

議 事 日 程 (第2号)

令和4年3月23日 午前9時30分開議

- 第1 議案第26号 第4次笠置町総合計画策定の件
- 第2 議案第21号 令和4年度笠置町一般会計予算の件
- 第3 議案第22号 令和4年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第4 議案第23号 令和4年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第5 議案第24号 令和4年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第6 議案第25号 令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

初めに、去る3月16日に東北地方で発生した地震において亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。

ただいまから令和4年第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、議案第26号、第4次笠置町総合計画策定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

議案第26号、第4次笠置町総合計画策定の件について提案理由を申し上げます。

令和2年8月29日に笠置町総合計画審議会に諮問しておりました第4次笠置町総合計画について、3月18日付で答申をいただきましたので、笠置町議会の議決に付すべき事案を定める条例及び笠置町総合計画策定条例に基づき議会の議決を求めるものです。

計画の期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間で、基本構想及び基本計画で構成しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第26号、第4次笠置町総合計画策定の件につきまして説明させていただきます。

私のほうからは概要と、総務財政課及び商工観光課の施策について説明させていただきます。

まず、この第4次笠置町総合計画につきましては、令和2年8月19日に第1回の審議会を開催し、3月15日まで4回の審議会を開催させていただきました。その間、2回の小委員会におきましてまち・ひと・しごと創生戦略についても御協議いただき、戦略につきましては令和3年3月に策定されたところでございます。

それでは、構成のほうから説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

目次のほうにもございますが、まずこの計画についての説明でございます。

この計画の位置づけといたしましては、御承知いただいておりますとおり町の最上位計画であります。笠置町総合計画策定条例に基づき、策定するものでございます。

計画の期間といたしましては、先ほど町長が申しましたとおり、令和4年4月から令和14年3月までの10年間を計画の期間としております。

この計画の構成といたしましては、まず基本構想、基本計画、こちらがこの計画での掲載範囲となっております。この基本構想、基本計画に基づき、実施計画のほうを3年間工程表にして、毎年度見直しをしながら実施状況を踏まえ、3年間の計画をしていくものでございます。

続きまして、2 ページ、3 ページにつきましては、時代の潮流というところで記載しております。

人口減少が加速する時代、またSDGsと持続可能な開発目標を設定して持続可能な社会を目指す時代となってきております。それらを踏まえた中で計画を策定したところでございます。

続きまして、4 ページ、5 ページには笠置のすがたを記載しております。

笠置町の自然、また歴史、村から京都府管下に統合されたところを記載し、現在の木津川や笠置山を使ったアクティビティーについて記載したところでございます。

6 ページには、まちづくりの課題として掲載している部分でございます。

第3次総合計画の成果と課題といたしまして掲載をしているところでございます。第3次総合計画におきましては、政策の柱を3つといたしまして、新たな定住をめざす環境共生のまちづくりと活発な交流活動によるぎわいづくり、主体性のあるまちづくり・ひとづくりの3本の政策の柱としておりました。この計画の期間の主な取組と課題、そこから見えてきた課題というものを掲載しております。課題におきましては、今回の総合計画にも取り入れる必要があるところと考えております。

続いて、11 ページをお願いいたします。

11 ページの基本構想につきましては、笠置町の将来像を掲載しております。

第4次総合計画においては、第1次から第3次までの総合計画のメインテーマとしてきました「美しい自然と 史跡に恵まれた 心ふれあうまち」、これを引き継ぎ、10年後に実

現したい笠置町の姿を描いております。笠置町、ふるさと笠置で暮らし続けたいという思いの下、いろんな施策を取り入れたいというところを記載しておるものでございます。

続きまして、12ページでございます。

第4次総合計画の政策大綱といたしましては、4つの項目を掲げております。まず1つ目が観光のまちづくり、2つ目に防災・減災のまちづくり、3つ目に福祉のまちづくり、4つ目に持続可能な住民主体のまちづくりとしております。この4つの大綱に基づきまして基本計画を立てております。

基本計画の施策の体系といたしましては、10の分野とそれに基づく30の施策を掲載しております。それぞれ各課の事業であったり、これから取り組むべき施策、課題から見えてきたものを掲載しているところでございます。

それでは、総務財政課と、引き続き商工観光課の施策について説明させていただきます。

まず、総務財政課のほうです。

施策9になります。19ページをお願いいたします。

分野4、地域活動・交流といたしまして、施策9ではコミュニティ・住民主体のまちづくりを挙げております。

現状と課題といたしましては、人口減少に伴い、地区の活動や地域行事の維持が困難となつてきております。また、各種団体の活動はあるものの、団体と行政、また団体同士の連携が十分にできていないというところもありまして、今後の取組の方針といたしましては、住民が主体となった居場所づくりの活動や交流活動などを支援していくというところとしております。

施策10、生涯学習・スポーツの振興、こちらは相楽東部広域連合の教育委員会で広域的な連携の下、生涯学習や生涯スポーツの振興を図っているところでございます。生涯スポーツ施設といたしまして、ゲートボール場やボルダリング等の整備、運動公園など連携を取りながら進めているところでございます。

また、方針といたしましては、連合教育委員会笠置分室を中心に、とりわけ高齢期の住民の方を対象としたスポーツや生涯学習を振興したいと考えております。ゲートボールやグラウンドゴルフなど、笠置町の自然を生かしたアクティビティーの振興を図りたいと思っております。

続きまして、施策の17でございます。23ページになります。

施策17、歴史・文化の保全と活用でございます。

課題といたしましては、史跡及び名勝笠置山に指定されております笠置山エリアについては、古くから行催事や伝統など、登録文化財をはじめとした文化財が残っておりますが、これらを有効に活用するというのが課題となってきたところでございます。

今後の方針といたしましては、それら有形・無形の文化財のそれぞれの整理や保存、また、住民の方による地域行催事の継承を図りたいと考えております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

分野8、防災・安全の施策21、地域防災力の向上でございます。

笠置町は地形的に急傾斜地域であったり、木津川等、災害に弱い脆弱な地域となっております。現在は相楽中部消防組合との連携の下、防災力を高める取組を進めておりますが、なかなか地域におけるリーダーとして活動していただける消防団につきましては、団員の確保が進まない状況であったり、防災無線の整備を進めておりますがデジタル化に伴い交換が必要な状況となっております。

方針といたしましては、笠置町の地域防災計画に基づきながら、近隣地域との広域避難の連携や災害時の避難・救助の体制を強化したいと考えております。また、防災無線につきましては、デジタル化に伴いまして施設の整備等を進めていくと思っております。

続いて、27ページの施策23でございます。

防犯・交通安全対策の推進につきましては、現在、相楽東部広域連合の通学路交通安全プログラムの策定に伴いまして、児童・生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っております。そのこともあり、町内の通学につきましては、通園・通学にスクールバスを配車し、また、登校時の見守り隊の協力も得ているところでございます。

今後も引き続き、防災無線を活用し、迅速な住民の方への情報提供と通園・通学の安全確保、また御要望の多い防犯カメラの設置など安全対策を進めたいと考えております。

続きまして、30ページをお願いいたします。分野10、行財政でございます。

施策の27、健全な行財政運営で、課題といたしましては、当町は交付税が歳入の大半を占めており、自主財源が乏しいというところがございますので、ふるさと納税や企業版のふるさと納税などによる寄附を受け付け、自主財源の確保としたいと思っております。また、相楽東部広域連合や一部事務組合、また定住自立圏などにより、広域行政の下、事業費の負担減や事務の効率化が必要だと考えておりますので、取組の方針といたしましても、それら広域行政の拡充、充実を図るとともに、庁内の横断的な組織によりまして、近隣自治体や相楽東部連合等の構成団体により連携を進めていきたいと考えております。

施策の28におきましては、住民利便性の向上を掲載しております。

多種にわたる行政事務を職員の中で進めていき、また、今後取り入れられていく事務のIT化を進めて、住民サービスの向上を図っているところではございますが、小さなまちだからこそ対話の下で、デジタルだけではなく、さらに寄り添える職員の育成が求められているところでございます。

今後といたしましては、国のデジタル庁が進める共通のクラウドサービスの利用環境であったりデジタル化への対応を進め、住民の方が使いやすいシステムの構築等が必要かと考えております。

施策の29につきましては、公有財産の適切な管理・運用としております。

笠置町の施設につきましては、昭和40年から50年代に建築されたもので、老朽化が進んでおります。庁舎につきましては、今年度耐震改修を行い強化したところでございますが、他の施設につきましては耐震化やバリアフリー化が進んでいないというところが現状でございます。

今後につきましては、笠置町公共施設等総合管理計画や各施設の長寿命化計画に基づき、施設の特性を生かしたバリアフリー化等の改修、施設の強化を図る必要がございます。また、指定管理者制度を導入して、施設の管理や運用を図る必要があるということの方針としております。

最後、施策の30、行政情報の発信でございます。

当町では、御承知いただいているとおり、防災行政無線を防災情報だけではなく、行政情報を発信して各戸に周知しているところでございます。また、ケーブルテレビも整備し、笠置テレビを開局した中で、議会中継や学校行事、地域事業など話題を提供しているところでございます。

今後の方針といたしましては、笠置テレビの自主放送の強化、また御要望も多くあった、そういった笠置テレビの昼間の時間の活用等につきましても内部で検討し、様々な広報紙であったりホームページなど情報媒体を活用して周知に努めたいと考えております。

続きまして、戻っていただきますが、商工観光課の施策について説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

施策の11でございます。移住・定住の促進を掲げております。

現在、移住・定住プラザを中心に、空き家バンクの活用等により移住・定住の取組を促進しているところでございますが、なかなかそれらの広報が行き届かないところもございませ

て、住宅が得られないであったり統制されていないというふうな状況となっております。

定住対策と人口増に結びつける移住・定住対策といたしまして、京都府や相楽東部地域と連携しながら、さらなる空き家バンク制度を活用しサポート体制を強化するなど、移住・定住者の増加を図っていきたいと考えております。

施策の12、タウンプロモーションの展開でございます。

先ほどの施策11の移住・定住にも関連してきますが、笠置町の魅力や観光情報の発信のため、現在ホームページやSNSを活用しておるところでございますが、まだまだこれらの拡充が必要と考えております。

このタウンプロモーションを拡充することによりまして、交流人口や関係人口を増やし、また、地域おこし協力隊などにより移住・定住に進めていきたいというふうに考えております。

21ページ、施策の14でございます。

商工業の振興を挙げております。

現況といたしましては、後継者不足、担い手不足によりまして閉店する店舗が増加する中、笠置駅前への整備や駅舎の利用、また、飲食店等につきましては新規出店ができているところがございます。ただ、企業の誘致となると、平地が少ないというところもございますので、参入する企業が少ないというのが現状でございます。

今後といたしましては、魅力ある商業が営まれるように、商工会等と連携しながら整備を進めたいと、振興を図っていきたいと考えております。また、京都府やけいはんな学研都市の立地企業と連携いたしまして、笠置町内での操業可能な企業の誘致を図りたいというふうに考えております。

続きまして、22ページでございます。施策の15、観光の振興でございます。

笠置町は、観光により木津川や笠置山とにぎわってきたところでございます。ただ、現在、笠置いこいの館につきましては、にぎわっていたところではございますが令和元年から休館しており、笠置町への来訪者、利用者等の減が続いているというところがございます。

今後の方針といたしましては、これら笠置山や木津川を一層にぎわいのあるエリアとして、特に木津川河川敷エリアにつきましては、関係機関と連携を図りながら河川のオープン化に取り組みたいと考えております。また、笠置いこいの館につきましては、先日の委員会でも町長の発言にありましており、再開に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、23ページ、施策16の自然環境の保全と活用でございます。

観光にも寄与しております笠置町の自然につきましては、さくらの名所100選やカヌー、ボルダリング、また笠置山エリア等の自然環境を生かしたアクティビティーが現在盛んとなってきております。こうした自然環境を守りながら観光の魅力を高めるため、桜の植樹や笠置山の維持管理などを進めておりますが、一方で、ごみの増加など環境や景観に悪影響を及ぼす事象があるということから、今後、それら関係機関と連携しながら、木津川河川敷の清掃活動など、行政と住民、また来訪者の協働を進めて保全に取り組みたいと考えております。

それから、最後、31ページ、施策の30でございます。

こちらは総務財政課のほうでもさせていただきましたが、商工観光課のほうでもケーブルテレビの自主放送の強化を進めたいと考えております。

施策につきましては以上となります。

最後に32ページ、この計画を推進するに当たっての体制のほうを説明させていただきます。

第3次総合計画までの事業の進捗管理につきましては、それぞれ各課でやっており、なかなかうまく進んでいなかったというのが現状でございます。この第4次の総合計画につきましては、庁内に中核となる組織と横断的なそれらを調整するチームをつくり、予算、事業の進捗管理を進めていくというふうに考えております。

また、これらのチームにはアドバイザーボードというものを設置し、いろんな方面の方々に幅広く御意見をいただくアドバイザーボードを設置したいというふうに考えております。

広域行政といたしましては、相楽東部地域や定住自立圏を形成している自治体、また、そういうところとの連携によりまして、広域行政への実務の集約により行政運営を安定し、また住民サービスの向上を目指したいと考えております。さらに、京都府の総合計画の地域振興計画には、相楽東部地域における自然環境を生かした交流推進が位置づけられておりますので、こうした圏域での取組と協調していきたいというふうに考えております。

最後に、資料編といたしましては、こちらは印刷時に掲載させていただくものの一覧となっております。また、それぞれのページにおきましては、写真やデータ等印刷時に挿入するものもございますので、今回の議案の中にはつけさせていただいておりませんが、印刷が完了した場合には掲載されるということで御了解いただきたいと思います。

以上、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします施策について説明いたします。

施策1、住民の健康づくりでは、国保の保険者として健診事業を行い、病気の早期発見に努めていくことを掲載しております。保健福祉課と連携を図りながら実施してまいります。

続きまして、施策2、保険・年金制度の運用では、国保の加入・喪失をはじめとした手続、マイナンバーカード利用を掲載しています。年金につきましては、制度の趣旨が十分に理解されないことによる未納者、未納期間が増えないよう、広報・啓発に努める旨を掲載しております。

続きまして、24ページを御覧ください。

施策19、快適環境の保全です。

ごみに関する削減、資源の有効活用、処理方法についてなどの現状と今後の取組、また、合併浄化槽の推進について掲載しております。

続きまして、30ページ、施策28、住民利便性の向上です。

こちらでもマイナンバーカードについて触れております。税の申告、転入・転出など、マイナンバーカードを利用することで来庁が不要となる事務が今後出てまいります。体制整備に努める旨、掲載しております。以上で終わります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします施策について、御説明させていただきます。

15ページを御覧ください。

施策1、住民の健康づくりでございます。

ここでは、各種の健診や健康づくり事業、住民の健康に対する意識、医療提供体制についての内容になっております。

現況と課題では、現在実施しております各種健診等の事業につきまして、事業の参加者の傾向から、新規の参加者の掘り起こしや健康に関する意識の向上を図る必要があると記載しているところでございます。

取組の方針といたしましては、参加者の掘り起こしというところで、効果的な受診勧奨や参加しやすい環境づくりなどを行い、健康寿命の延伸を図っていくこととしております。

次に、16ページをお願いいたします。

施策3、健やかでたくましい笠置っ子の育成でございます。

この施策3では、子供が健やかに育つための母子保健事業や、配慮が必要な子供や家庭へ

の支援、小学校での取組についての内容になっております。

現況と課題では、笠置ならではのきめ細かい母子保健事業の推進や、少人数を生かした取組を行っているところでございます。また、子供がスポーツに関わる機会づくりなどが求められているとしているところでございます。

取組の方針といたしましては、配慮が必要な子供や家庭への支援、また、きめ細かな保健事業の推進など、少人数の強みを生かした取組を行っていくこととしております。

続きまして、施策4、子育ての支援でございます。

ここでは、子育て世帯が安心して子育てしていただくための支援や助成などの内容になっております。

現況と課題につきましては、妊娠時から出産、子育てまで切れ目のない支援体制や、仕事と家庭の両立のための保育所における取組などを記載しているところでございます。

取組の方針といたしましては、子育てに関する相談体制の強化や交流の場による子育て不安の解消など、みんなで子供と子育てを見守る地域づくりを進めていくこととしております。

次に、17ページをお願いします。

施策6、高齢期の生活の支援でございます。

ここでは、高齢者に対する生活の支援体制の内容となっております。

現況と課題では、地域包括支援センターの設置や介護予防事業の内容、また、介護事業所の継続支援や在宅で利用できるサービスの充実が求められているとしております。

取組の方針といたしましては、生活支援、介護予防の取組や、介護サービスが提供できる事業所の確保に努めていく、また、自分らしい生活を続けられるよう、本人や家族の支援を行っていくこととしております。

18ページをお願いいたします。

施策7、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりでございます。

ここでは、障害を持った方に対するサービス提供と支援体制についての内容となっております。

現況と課題では、障害福祉サービスや一人一人のニーズに応じた支援の実施について、また、介護者のサポート体制や相談支援の充実が求められているところでございます。

取組の方針といたしましては、引き続き障害福祉サービスや在宅生活の支援体制の整備に努めながら、バリアフリーなど障害のある人に配慮し、安心して暮らせるまちづくりを進めていくこととしております。

続きまして、施策8、地域福祉の充実でございます。

ここでは、支援を必要とする方に対する福祉サービスなど、地域福祉についての内容となっております。

現況と課題では、社会福祉協議会が実施いたします各種福祉サービス事業の充実や、包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関の情報共有についての記載、また、支援を必要とする方が孤立しないよう、地域福祉力の向上が求められているところであるとしております。

取組の方針といたしましては、社会福祉協議会の活動を中心に、相談体制の強化や支援を必要としている方の掘り起こしに努め、関係機関が連携し、見守り活動を行って、支援が必要な方の孤立防止、また不安解消の取組を進めていくこととしております。

保健福祉課が所管いたします施策については以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは、建設産業課が所管します施策について説明をさせていただきます。

まず最初に、21ページを御覧ください。

施策13、農林業の振興でございます。

概況と課題では、農業につきましては、農業の担い手不足が深刻で、それに相伴う荒廃農地の拡大は、地域の生活環境を維持する上でも問題となっております。また、森林につきましては、町の総面積の約80%を占めておりますが、林業を取り巻く情勢は厳しく、林業生産活動が全般にわたって停滞をしております。

取組の方針でございますが、関係機関と連携し、スマートフォンといったIoTなどを活用して、農作業の効率化や、また新規就農者に対する支援を進めて、荒廃農地の拡大防止と有効活用を図っていきたいというふうに考えております。また、森林のほうでは、森林経営管理制度などを有効活用するなど、また、森林病虫害による被害の防止などに取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

施策18、水の安定供給でございます。

現況と課題では、笠置町におきましては、水道普及率は飛鳥路の飲料水供給施設を含めると100%となっており、全家庭へ安全な水を安定的に供給しております。ただ、老朽化施設の更新と耐震化が課題というふうになっております。

取組の方針といたしましては、引き続き水を安定的に供給するため、笠置町の簡易水道事業経営戦略に基づいて計画された既設水源、また施設及び設備の更新を進めるとともに、京都府が策定した京都水道グランドデザインの下で広域連携を進め、更新コストの削減に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、25ページ、施策20、里山環境の保全でございます。

概況と課題では、里山の環境については、野生生物が人の生活環境に侵出し、農作物等に被害をもたらすことが増えております。笠置町の有害鳥獣捕獲対策協議会と笠置町猟友会によって有害鳥獣の捕獲と被害の防止を図っておりますが、担い手の育成や確保、また捕獲技術の継承等が必要となっております。営農組合等においては、防護柵などの被害防止施設の設置を対策しておりますが、未対策の農地に被害が転化されることがないように、一体的な防除を図る必要があります。

取組の方針といたしましては、京都府や近隣市町村、また、ジビエの利活用を図る企業等との緊密な連携を基に有害鳥獣対策を推進していきたいと考えております。また、狩猟免許取得の促進など、担い手の確保・育成、捕獲技術の継承を進めてまいりたいと思います。また、京都府などと連携し、有害鳥獣被害の実態調査と個体数の適正管理を進めるとともに、防除施設の設置を支援していきたいと考えております。

続きまして、26ページ、施策22、治山治水の推進でございます。

現況と課題では、笠置町は平地が極端に少なく、急峻で、山の斜面に囲まれた溪谷状の地形のため、土砂災害警戒区域指定箇所が92か所指定されており、大雨時の土砂災害や河川の氾濫への不安が拭き切れない状況でございます。

取組方針といたしましては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、人工林の間伐などを実施し、山地や急傾斜地等での災害防止や森林病虫害の被害防止に努めていきたいと考えております。また、森林環境譲与税などを活用し、森林所有者の適切な森林管理を促していきたいというふうに考えております。また、木津川流域においては、必要箇所の掘削や護岸施設等改修を要望するとともに、加盟団体を通じて情報収集や要望活動を行ってきたいというふうに考えております。

続きまして、28ページでございます。

施策24、公営住宅の管理でございます。

現況と課題では、住宅セーフティネットとして管理・運用しておる町営住宅につきましては、3団地、総管理戸数が73戸あります。それにつきましては、耐用年数が経過し、老

朽化が進んだ木造平屋建ての住宅となっており、これまでも町営住宅長寿命化計画に基づいて耐震化やバリアフリー化を実施してまいりました。

それにつきましては、今後、取組方針としましても、笠置町の町営住宅と長寿命化計画に基づいて引き続き住宅の修繕や老朽木造住宅の除去、建て替えを進めるとともに、バリアフリー化を進めてまいりたいというふうに考えております。

施策25、道路・橋梁等の維持保全・整備でございます。

現況と課題では、舗装維持管理計画等に基づき、町道の保全、拡幅等改良及び新設、また、笠置町橋梁長寿命化計画に基づいて橋梁の予防保全を実施しております。ただ、町道については、集落間の連絡道路としての機能や生活道路の安全性・利便性の向上が求められているところでございます。

今後の方針につきましては、引き続き安全・安心な道づくりのために町道・橋梁の点検、修繕、改良を進めるとともに、交通安全施設の整備充実に努めてまいります。また、国道、府道につきましては、国道163号については、道路拡幅改良や危険箇所への歩道などの早期整備について地域との調整を積極的に進めて、継続して要望していきたいと考えております。また、府道につきましても、道路改良や安全対策の実施について要望していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 人権啓発課が所管します施策について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

施策5、人権文化の醸成でございます。

現況と課題としましては、近年、障害のある人や性的マイノリティー、外国人等に対する差別や偏見が増加しています。また、インターネットによる差別表現とその拡散が差別や偏見を助長し、人権を侵害する事象が大きな問題となっています。そうした状況の中で、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決、解消と人権啓発に取り組んでいるところです。また、笠置会館では、住民交流や地域福祉の向上と人権課題の解決、人権啓発を目的に、陶芸教室や給食サービス、デイサービス事業など各種事業を行っております。

今後の方針としましては、より一層人の多様性を認識し、人権問題の正しい知識と理解を深められるよう、多様な学習機会の提供と時代の社会情勢や差別の実態に即した人権啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。笠置会館では、引き続き人権教育と連携した中で交流事業を実施してまいります。以上で人権啓発課が所管します施策についての説明を

終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

第4次総合計画案を出されておりますが、これ、各課、来年度はどのような事業に取り組んでいかれるのかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

全体的なこととなりますが、もちろん、令和4年度の当初予算につきましては、これら施策に基づいた事業を計上しております。そのため、今回先に審議いただいたというところもございます。もちろん、今後取り組むべき事業もございますが、一旦令和4年度の予算にはそれぞれ各課から施策の中に基づいた事業を計上しているところでございます。

総務財政課でございましたら、例えば防災行政無線の更新であったりとか、それからデジタル化に対応したシステムの改修等も計上しているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

何が聞きたいかといいますと、予算は大きく動いていませんで、案を見る限り、この総合計画が後はめのように見えることではちょっとつまらんで、各課がどういうふうにとどの事業に対して力を入れて、じゃ、令和14年を迎えるまでにどういうふうな笠置町をつくっていくべしなんかというのを今どのようにお考えなのかということを知りたいと。そういう質問の趣旨であります。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたしました。

先ほどの御質問が理解できていなくて申し訳ございません。

この計画におきましては、先ほど言いましたように、毎年度予算とこの計画につきましてはセットでなければならないと思っております。編成におきましては、今回の当初予算につきましては、特にこの計画に載っております事業について整合した中で、重視をして進めたところでございます。

全体の予算につきましては、先ほど計画の推進の中でも説明させていただきました庁内横断的な組織というものを総務財政課内に課内室として設置することとしております。その中

で、各課の職員が兼務というか併任し、企画政策に係るチームを構成いたしまして、その職員の中で今後実施していく実施計画について取りまとめ、進行管理であったり事業の推進に関わってもらおうと考えております。

その中で出てきました計画について、計画の中でも言うておりました3年ごとの計画の見直し、毎年度のPDCAによります事業の確認等の検証等を行いながら、毎年充実した事業をつくっていききたいと、進めていききたいと考えております。

施策につきましては、十分この計画に基づいた中でしていくというところはそれぞれの課長のほうも認識した中で予算編成を考えてくれておりますし、今後の10年間の事業の推進につきましても、横断的な課内室の中におきまして事業の管理をしてもらうというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

総務課長が総務を担当されているんで、統括してお話ししていただくのは分かるんですけども、この政策、ぎっしりありますが、各課から出されているじゃないですか。僕は、その担当課が出しているものであれば担当課、担当課で思いもあるやろうし、考え方もある。

3年後にはこういうまちで5年後にはこういうまち、その繰り返しでもって10年後また新しいものをつくり出すという作業を今度はきっちりしていかなあかんという中で、どういうことを各課が思っておられるのかというのはやっぱり、行政側に聞きたいのは、僕に対して答えているのではなく、僕は住民の代表で来ています。僕がこういうことを思っていれば、誰かがこういうことを思っているかもしれない。それを行政側が総括的に答えるというのは、それは議会の運営上、短くするという趣旨も分かりますが、これは来年度に向けての話なので、きっちりその説明を願いたい。

なぜこういうふうな質問をするかというのと、前回の3次総合計画は一切振り返りがなくままに終わっていると。いろんな懸念があってこういう質問をさせていただいているわけです。だから、もうちょっと丁寧に、各課が何を、笠置町の弱み、強みというところを持って来年度予算を、事業をどう遂行していくのかというのを僕は知りたいなと思うんですよ。多分、それは総務課長が全部分かっていることではないと思っていまして、説明は各課からするけれども、議員への答弁は総務課長だけが答えるというのは、僕はちょっと違うと思うんですよ。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

税住民課が所管いたします施策につきまして、予算計上のところですが、大きなものとしてはマイナンバーの、施策28、住民利便性の向上で挙げさせていただいております。

マイナンバーカードを利用することで来庁が不要となる事務が今後出てまいりますので、体制整備に努めるというふうには先ほど説明させていただきましたが、こちらの件につきましては、まず、当初で電子申告システム設置連携対応委託といたしまして、確定申告をされた際に電子送信することを計画しております。もう一つは、戸籍関係になるんですけれども、戸籍情報とマイナンバー情報とを結びつけることによって、今後、戸籍の事務が、ほかの市町村でも戸籍を取っていけることができるようになるように進めていくシステム改修等を予定しております。以上です。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

保健福祉課の総合計画に基づく当初予算の事業につきましては、主要事業調書の中でそれぞれ、施策の分野に基づく事業を掲載させていただいております。

その中でちょっと1点訂正とおわびをお願いしたいところがございます。主要事業調書の5ページでございます。笠置っ子育て事業のところ、趣旨のところ「子供が少ないからこぞできる」になっておりますが、「子供が少ないからこそできる」に訂正させていただきます。申し訳ございません。

今回の主要事業調書につきましては、施策ごとに事業を上げさせていただいております。主要な事業という形で、全てではないですが上げさせていただいているところがございますが、笠置町の現状につきましては、出生数もどんどん減ってきているという中で、やはり総合計画にも書かせていただいておりますけれども、少ないからこそできる強みというものを生かした、きめ細かな丁寧な対応というのが大事になってくるのではないかと考えております。

また、高齢化もどんどん進んできておりますので、これも書かせていただいておりますけれども、事業所の継続支援についてもまた必要なことではないかと考えております。高齢者や障害を持った方々が、住み慣れた地域で暮らし続けていただくための支援というのが必要になってくるのかなというところで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

建設産業課におきまして、総合計画に基づいての事業ということでございます。

まず、先ほど説明させていただきました施策、6つの施策がございます。そこに書かれてある全てのことを一度にとということではないです。また、今までからもやってきたことを引き続きというようなことでもなっておりますので、そのところは御理解いただけたらと思っております。

まず、農林業の振興について、取組の方針ということで、関係機関と連携しやっていくということについては、今、未来づくりセンター等と連携しながら、関西学研都市のほうとも何かこういった農作業についてのことでできないかということ相談等を持ちかけて、事業を進めたりをさせていただいております。

また、森林の適正管理については、昨年度のほうから森林環境譲与税のほうを活用させていただいて、森林対策の経営管理委託事業ということを進めさせていただいております。

また、水の安定供給のほうですけれども、これは簡易水道特別会計のほうになりますけれども、今、耐震化施設の更新等がございますが、まずはコスト削減というところで、南山城村、和東町と連携した中で水道施設台帳や、また令和4年度では公営企業の法適化に向けて、連携して固定資産台帳を整備するといったことでコストの削減に努めているところでございます。

それから、里山環境の保全については、有害鳥獣対策については引き続き協議会であったり猟友会の方をお願いしておるところでございますし、また、取組方針の中で、京都府や近隣市町村、ジビエの利活用を図る企業等との緊密な連携という中で、相楽ジビエ利用拡大コンソーシアムというものがございまして、その中でICTなどの活用を含めて、軽負担で有効な捕獲方法などの導入を進めておられるというところでございます。

また、治山・治水については、京都府等と連携しながら、土砂災害警戒区域の施設等の点検等をやっていただくとともに、また、先ほども申しました、森林環境譲与税などを活用した森林所有者への適切な森林管理を促していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、公営住宅については、令和4年度としては大きく耐震やバリアフリーの予算というのは当該年度では上げておりません。これについては、昨年、ここ数年来繰越し、繰越しとなってきたおったというところもありまして、一度リセットといたしますか、繰越しとい

うことをなくしていきたいということで、令和3年度からの繰越しの事業を実施していきたいというふうに考えております。

また、道路・橋梁についてなんですけれども、これについては主要事業調書でも幾つか事業のほうは上げさせていただいております。区からの要望であったり、長寿命化の点検によって出てきたところを改修していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

人権啓発課としましては、予算的に言いますと、公開講座の実施であったり笠置会館での各種教室、デイサービス事業を引き続き実施していくことになります。そのような中で、総合計画としまして今後の方向性を計画しているところですが、その総合計画の中にもあらゆる人権問題に対してという表現がございます。そういったあらゆる人権問題に対しての正しい知識と理解が育まれる、そういった機会の提供を考えております。

例えば、現在の社会情勢から考えますと、トランスジェンダー、性的少数者、新型コロナウイルス感染症に関する感染者や家族、医療従事者、交通犯罪被害者への誹謗中傷、ロシアのウクライナへの侵攻、ハラスメントなど、いろんな人権課題というのがあります。そういった様々な多様な人権または人権侵害に関する講演会等の開催はしていけないかというふうな方向性を考えております。

また、住民啓発の充実というところでございますけれども、学習機会の提供として、啓発DVDによる笠置会館での試写会の実施や貸出し、ホームページでの配信等を考えていけるのではないかなというふうな思いを持っております。具体的には、また実施計画のほうで掲載はさせていただくことになると思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

そうですね。なかなか僕の質問も難しかったのかなと思いますが、前回、第3次総合計画の振り返りができていないということですが、これができなかった原因というのはどこにあるのかと。その反省点はどのように改善されていくのか。第4次の総合計画の見直し、PDCAサイクルの実施はどのように行うことができるように行政が取り組んでいかれるのか、質問させていただきたい。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 坂本議員のただいまの御質問にお答えいたします。

ページでいいますと6ページ、7ページに3次計画の成果と課題という形で表示しております。主な取組と主な課題という形で上げております。

ただ、その3次計画の振り返りについて、できていなかったのではないかという御質問ですので、確かにその面については弱かったなと思います。その反省を踏まえて、今度、4次計画では基本構想、基本計画の下、実施計画をつくっていくときに、当然機構改革も行い、横断的なものを使いながら3年ごとにつくるんですけれども、毎年度で見直して次に生かしていくという反省をいたしております。

今後も含めて、その実施計画と予算をリンクすることによりまして、プラン、ドゥーというPDCAサイクルをやりながらまちづくりをやっていきたいと思っております。その中で、職員たちが公益的な視点とかいろんな視点を持ちながら成長していったらいいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

具体的にはどういったことをすれば今参与がおっしゃったことができるのか、そういう話が聞きたいなと思っております。ふわっとした部分じゃなくて具体的な、こういうことをすれば笠置町はもっとスムーズに政策が反映されていくような予算づくり、事業提案を職員ができて、今までは本当にこの当初予算の案を見たとしても、毎年同じルーチンの事業しかできていない。そこに少し予算があったりとか国からお金がついたりという事業で、大小あると思うんですけれども、職員から生み出せるような、現行の予算の内容でもそうだと思うんですよ。ルーチンの中でも意識を変えれば、違う視点から見ればできる、もっと充実した内容になる事業があったりとかすると思うんですよ。

そういうものをつくらうと思ったときに、どういうふうな組織をつくれればそうなるのか。だから、今までと違うものをやらなきゃいけないわけですよね。お金の幅は決まっていますけれども。もっともっと内容を充実するためには、この4次を生かしていくためには、行政としては何が必要なのかということがお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

うまく言えないんですけれども、まず、今までのやり方じゃなくて、フランクに若手の職員が意見を述べられる、課を横断した組織をつくって、そこで例えばアドバイザーボード

とか、住民の方のフランクな意見を吸い上げながら、そこで横断的に話をします。そこで一定のものが核となって、それぞれの課に帰って、1個の事業について、今まではこうやったけれどもこういうやり方もあるんじゃないかという発想の転換をしながらやっていきたいと思えます。

ただ、全てがうまくいくか分かりませんが、今までのやり方じゃなくてそういうことも踏まえながら、やらされている感じゃなくて自分たちでやっていくという職員たちが考えてくれたらいいと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この笠置町第4次総合計画なんですけれども、これ、期日は22年の4月から、令和4年から14年までの計画なんです。そうすると、これについては、令和元年11月14日から前町長が各地に出向いていろいろ意見を聞いておられます。しかし、最終的に出来上がった第4次総合計画は、令和4年3月15日までかかった。なぜこのぐらい時間がかかるのか。これは基本構想、基本計画であるはずなんです。なぜそのぐらいかかるのか。

また、審議委員会においては、地方版の総合戦略に関わる小委員会の設置を行われています。それは令和2年10月1日に提案されています。小委員会が行われたのは、令和3年3月29日に開催しています。なぜこのぐらい時間がかかるんですか。その理由は何なんですか、説明してください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この第4次の総合計画につきましては、本来、昨年度策定されるべきものでございましたが、今年度1年間遅れとなってしまいました。こちらにつきましては、こちら、事務局側の不手際でありまして、心よりそれにつきましてはおわび申し上げます。申し訳ありません。

その間、審議会につきましては、令和2年8月に町長のほうから諮問させていただき、約1年半以上かかりましてさせていただいたところです。また、小委員会につきましては、総合計画の委員会の中で小委員会を設置して審議するということとなりましたので、その中で審議いただいたところではございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして緊急事態宣言が発令されたり、会議を持てなかったということも一つの原因となっております。ただ、対策を講じた中で開催すべきものであったのではないかとこのところも反省している

ところでございます。

遅れました理由につきましては、本当に事務局側の事務の進め方の不手際でございまして、こちらにつきましては議員の皆様はじめ住民の皆様に多大な御心配をおかけしたことで深く反省しております。申し訳ございません。

先ほど松本議員御質問ありましたように、地区懇談会につきましては、総合計画の審議会が始まる前の令和元年度に各地区で地区懇談会というものを開催させていただきました。その後、2回目となる懇談会もという計画であったのですが、そちらもたくさんの人数に集まっていたということもできなかったこともありまして、事務局の中で庁内の調整等を重ねてきたところでございます。

スケジュールにつきましては、度重なって変更となったところ、審議会の委員の方々にも御理解いただきながら進めておりました。本当に1年遅れてしまったことにつきましては申し訳ないと思っております。この反省を生かして、第4次の総合計画につきましては十分庁内で審議し、いろいろな方の御意見を伺いながら進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の回答は何なんですか。なぜ延びたんですか。そんな余計なことをぐずぐず言う必要はないんですよ。なぜなんですか。例えば小委員会でも、あれしてから5か月かかってから委員会が開かれているんですよ。それと、言われたように、令和2年10月ですよ。しかし、今は4年ですよ。なぜそのぐらい時間かかるんですか。

そして、これは10年の最初のスタートなんですよ。今までの場合ですと、今まで3年で終わっているんですよ。4年度は新しいスケジュールによって、構想の下に予算はできてると思うんですよ。そういうことを考慮されて今の発言ですか。どうですか。担当やなしに、町長からお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

本計画の策定に当たって、当時の状況をいろいろ振り返りますと、コロナ対策で担当課の非常に業務が過多となっております、なかなか計画どおりの進行管理ができなかったと。

これは私の指導力も不足しておったということもあるとは思いますが、とにかく手

いっぱいの状態になっておりまして、いろんな住民に通知したり、コロナの交付金の申請をいただいてそれをまた整理するという膨大な作業を延々と職員はやっておりまして、一生懸命やっておったんですが、どうしても本計画の進行管理がちゃんとできへんかったということについて、これは非常に申し訳なかったということで、私のほうからもおわびしたいと思います。どうも申し訳ございません。

小委員会のほうは半年ぐらいかかったということですが、やはりこれも相当の資料を読み込んで原案を作成していくということが必要やったということで、職員は一生懸命やっつたのも私もそばで見えておりますけれども、実際時間が非常にかかってしまったということで、これもおわびしたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の返事ですと、コロナでできなかった、皆一生懸命やっていたということですか。そうすると、これ、審議委員会なんかはコロナで開催できなかったんですか。そうすると、こういう話になると、行政、笠置町はそういう名目で、コロナのために遅れたということですか。どうなんですか。これは、一生懸命やっているって、それは分かるんですよ。しかし、審議委員会なんか、ほかでも同じですよ。そしたら議会も同じようになっているはずですよ。会議もできなかったはずですよ。

なぜこの審議委員会、構造については、総合計画についてはなぜ遅れたかと。それは答弁にならないじゃないですか。それで聞いている町民の方は納得すると思われた答弁ですか。御返答してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

当時の状況を振り返りますと、職員は非常に頑張って非常に疲弊しておりましたので、たくさん資料を読み込んだ上での計画案の策定というものがどうしても必要になります。審議会に提案するだけの資料の作成というものに、膨大な資料の読み込みをしていくという必要がございました。結局はコロナ対応の事務が非常に膨大な事務量になっておりまして、担当課の中でも、他課にも協力いただいて処理しとったんですけれども、十分な時間が取れへんかって、どんどん遅れていったというのが現実やったように思います。

どのようにじゃ早く進めることができるのかということいろいろ私も考えとったんですけれども、結局いろんな諸般の事情と重なった上で、適切な時期に適切な内容の御提案をさ

せてもらえなかったということについては、私の指導能力といいますか、進行管理の管理能力の不足やということを感じておりますので、その点は御容赦いただきたいと思います。

どうも申し訳ございません。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

参加が今言われました、今までのやり方じゃなく、坂本議員の質問のとき言われましたけれども、私かてずっと思っていたんですけれども、例えば施策 1 1 の移住・定住の促進なんて、ほぼ京都府の決めたとおりのやり方でやっているさかい、結局、笠置町独自のきめ細かいサービスとかが全然ないから、多分、移住促進とかも難しい。

それと、1 3 番の農林業の振興に関してでも、森林作業道なんて、私も一応森林にちょっと関わっていたとき見たんですけれども、森林作業道を造るのには上と下に道がなかったら造れないから、それで、笠置町の場合、それでできるところがほぼほぼ少ないんですよ。それで、京都府からの補助金で間伐は金が出ていますけれども、枝打ちなんて金がいつも出ないですよ。普通は、森林に光を入れるためには枝打ちもやらんと駄目なんですけれども、それをやっていないです。

それで、私、一つ町長にこれ聞こうと思っていたんですけれども、施策、3 1 ページの公有財産の適切な管理と運用について、笠置児童館は耐震が困難であるから、今、笠置会館に児童館もいっていますけれども、この笠置児童館は解体とか、もう耐震ができへんかったら危ないだけやから普通は解体するべきやと思うんですけれども、こういうのは何も進めやんと前へだけ進んで、それに関わることをやらへんかったら町長、無理やと思うんですけれども、どうですか。

議長（大倉 博君） 参加。

参加（岩木雅邦君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

先ほども坂本議員に御回答したのは、今まではやっぱり横のつながりがなくて、その部署だけで考えていたことがあったんじゃないかということで、今後は横のつながりを持ちながら、企画政策室でいろんな話をしながら進めていくという形で御答弁いたしました。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいま田中議員のほうから 3 点ほど御質問がございました。

1 点目、移住・定住政策の促進について、具体的にどういうことを考えているのかということが予算から見えないということなんですけれども、現在、移住・定住政策は、空き家を空けてもらうということについて、空き家バンク制度についてかなり浸透してきたのかなというふうに感じています。かなりの件数が現在登録されるようになりました。あとは、笠置の魅力をどういうふうに発信していったら、笠置に住んでいただける方を増やしていくかということになります。

これは引き続き来年度もインターネット上での配信等々、それから、実際に笠置にお見えになった方への相談業務等々のできる体制を整えておりますので、何も変わっていないということではなくて、着実に少しずつ進んでおるといふふうに思います。

それから、農林業の振興です。一番やっぱり気になるのは、農林業の振興に関しては、担い手をどうするのかという問題があると思います。高齢化の問題、担い手減少の問題等々ございます。荒廃農地が増えております。

この件については、随分と私も心配しておりましたけれども、相楽東部3町村とそれから学研都市との連携の中で、農林業全体の問題を目指していこうということで、近々にまた動きが始まると思います。ちょっとなかなか僕の頭ではついていけへんIT化の問題とかいうのがあって、私ももうちょっと勉強しないといけないんですけれども、これもアドバイザーボード等々の制度を活用してまた考えていったら、担い手をどうするのかというような問題を一個ずつ解消していきたいというふうに考えています。

それから最後、公有財産の管理なんですけど、今おっしゃったのは児童館のお話ですけども、中央公民館等々の問題も残っております。まず、児童館を利用するのかしないのかということについて、今暫定的に会館のほうで児童館業務を行っているわけでございます。耐震化が難しいというのは費用の問題でございまして、結局、財源の手当てがきちんとできるかというふうなことで、児童館を現状のまま置いてあるということでございます。中央公民館については解体費用が非常に大きいということで、当分あのままになってしまうのかなというふうに思っています。

いずれ整理して、整地してということになるかと思いますが、あまりにもたくさん老朽化している施設がございますので、少しずつでも処理していこうということで考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 町長、財源の件でちょっと。児童館というのは町長、これはちょっとお

かしいと思うんですよ。震災があつて、もし震度7ぐらい来たら、耐震化できていないから潰れましたでは公共財産としては何のメリットもないですよ。言われるだけ、町民にも言われるだけですやん。

町長、こんなん、財源がないからというふうな言い方はちょっと的を外れていると思うんですよ。こういうのはもう自分とこで財源をつくってでもやるべきものだと思うんですけども、町長、どうですか、これ。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

確かにおっしゃるとおり、耐震補強ができていないから壊れたらどうするんだということでございます。

耐震補強ができていない施設は実はほかにもありまして、耐震補強については、順次予算内で耐震補強工事を進めておるところでございます。極端な話をしますと、庁舎の改修、耐震補強工事の改修も終わったばかりでして、計画的に少しずつ、完全に使用が無理なものはテキジョをします。それで、将来的に使用する予定のものについては耐震補強工事をやっていくと。

あと、それと、住民の方がどういうふうにお考えかということもやっぱり優先順位を決めていくときの判断材料になります。早急にやっつけていかなきゃいけないところから順次やっっていくというふうに考えておりますんで、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑はありませんか。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

すみません、先ほどの第26号の総合計画策定の件の修正がございます。御指摘いただきましてありがとうございました。

32ページをお願いいたします。

32ページの3の計画の推進の中で、8行目、①みんなで進行管理ができる行政運営の中の4行目でございます。「サービスが図れるよう、進行管理を行うと主に」となっております。この部分、「行うとともに」というふうに御修正いただきたいと思います。誠に申し

訳ありませんでした。御指摘ありがとうございます。

それから、昨日別途お配りさせていただきましたパブリックコメントの一覧につきましては、昨日の委員会説明の中でもお話しさせていただきましたように、ホームページに載せるまで、今それぞれで修正なり、表現が大きく変わるものではございませんが、字句の確認等を行っているところでございますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

総合計画は大枠の計画ということだと思っておりますけれども、6 ページ、7 ページについては、これ、第3次計画の成果と課題ということでまとめられているんですけれども、例えば2番目の今後の主な課題の中に、笠置いこいの館の営業再開と書いています。それは大きな枠としてはそうだと思うんですけれども、例えば営業再開できない理由としては何かあるのかとか、そういう点をやはりきちっと載せるのが本来は課題として必要なんじゃないかと思うわけです。

個別の政策のところにも、現況と課題ということで書いてありますけれども、もう少し具体的に、これを解決すればとか、これに取り組めばということがちょっと弱いようにも感じます。第3次計画の反省点であったり、成果は成果として、うまくいった場合の要因であったり原因、要因を載せるのも大事なんですけれども、失敗した、うまくいっていない点のことをもう少し掘り下げるべきじゃないかなというふうに思うわけです。

ただ、実施計画の中でそういうことも盛り込まれるのかなとは思っておりますけれども、この6 ページ、7 ページだけを見ていると非常にちょっと、十分に検討といいますか、第3次計画の反省点といいますか、課題とかが十分に検討されているのかなと。ちょっと大枠で、大ざっぱな形しか書いていないようにも見受けられますので、その点については今後、個別の具体的な原因であったり課題であったりはどういうふうにされていくのか、お聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、具体的な検証といいますものは、実施計画を作成する際にどういうところが問題点であったのかというところは、このいこいの館だけではなくてそれぞれの部分で必要になってくると考えておりますので、実施計画の中で細かな検証、またそれに

対する計画等を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今答弁ありましたように、実施計画の中ではより具体化するということで言われましたので、ぜひそのとおりに進めていただきたいと思うんですけれども、この間ちょっといこいの館の件でいったら、なかなか具体案もなく、やっとアドバイザーボードを設置し、プロの方に、コンサルタントに具体的に問題点を指摘いただいて、具体的な再開に向けて案を出すというところまでいっているわけですね。

ただ、ここだけ見ていると本当に、いこいの館でいったら再開だけ書いてあるので、なぜそれが、どう課題なのか、何かそれだけでいいのかという、読んだときに、やっぱりこれ大きな計画ですけれども、住民の方が目にしたときに、ああ、こういう課題があってこういう問題を解決したらいけるんだとか、今笠置町としてはこういう問題意識や課題意識を持っているんだなというためにやっていると思うんですよ。だから、ちょっと弱いんじゃないかなというふうには思うんです。だからこそ、その点についてはより今後具体的に、もっとブラッシュアップされてやっていただきたいと思っています。

それで、マイナンバーのこともちょっと触れられているんですけれども、あと、デジタル技術の活用等も一部ちょっと触れられている箇所があるんですけれども、マイナンバーはいろんな情報をひもづけしようということでどんどん拡大していったりしますし、例えば本来、原則としては利用目的が限定されている、個人情報というのは本来は利用目的が限定されていて、それで本人の同意が要するというのが原則だと思うんです。

ところが、匿名化して、つまり誰か分からない情報であれば第三者にも本人の許諾なく提供できるみたいな法律もどんどん進められてきていて、医療情報とかについても、匿名化されていけば提供していいということで、要する名前さえ出さなければ提供先もどんどん広がっていると。それで、情報もどんどんマイナンバー一つに集約されていっているんですけれども、これやっぱり一たび、もし何かの事故があったり漏れたときには、かなり広い被害になってくると思うんですよ、今まで以上に。

なので、この点について、個人情報保護で今課題になっていることとか当町で今後強化すべき点とか今後の取組とか、そういう点について、今どのようにお考えをお持ちなのかお聞きをしておきたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

個人情報につきましては、庁舎内のセキュリティーのほうをしっかりと進めるように職員それぞれ心がけているところでございます。新聞紙上にも個人のデータが流出しているというふうなことも民間の企業の中でも出ておりますし、十分注意しなければならないところでございます。

令和4年度におきましては、個人情報の大きな改正がございますので、当町におきましてもそちらのほうのデジタル化に向けて改正される分につきましては、条例改正や体制の整備等を行っていく予定としております。うちの今のシステム上、持ち出しというところではできない状況となっておりますので、ここらあたりは安心しておるところではありますけれども、今後どのような形でウイルスが入ってきたりとか、それから、今も知っている団体の名前をかたつてのメールであったりとか、迷惑メールというかスパムのメールが入ってきたりもありますので、そういうところの対策はしっかりと取っていきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

個人情報の取扱いは、通常、当然慎重になると思うんですね。ところが、それでも全国的には正直、流出の問題が起きているということは、やっぱり何かの不十分さがあると思うんです。ですから、全国で起きている例も分析されたりとか、あと、人のやることのミスですね。人為的なミスというのは、例えばセキュリティーソフトであったりとかプログラムの仕組みであったりとか、そういう機械の面とかで防ぐとかいう仕組みとかの導入とか、当然、今もセキュリティーとかいろいろやられているんですけども、そういうことが必要じゃないかなと思うんです。

要するに、全国で起きていなかったらいいんですけども、やっぱり気をつけていても起きているので、やはりきちっと、本当に人為的なミスであったりとか、不正もあるんですが、不正を防ぐ方法も含めて、幅広く全国例に学んでやっていただきたいと思うんですけども、そのことについてちょっと当町の方針を聞きたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

システム上、個人情報について接触といいますか、あった場合には、パトライトとゆうているんですけども、アラートが発せられるような仕組みとなっております。現在も基幹業務につきましてはそのような対策となっております。

今後、もっと政府の進めるクラウド化であったりというところもありますので、令和4年度におきましては、国の方針、制度に基づきまして町のほうも対応したいというふうに考えており、個人情報の改正につきましては、制度支援という形で予算計上させていただいていくところです。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号、第4次笠置町総合計画策定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第26号、第4次笠置町総合計画策定の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第26号、第4次笠置町総合計画策定の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第2、議案第21号、令和4年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第21号、令和4年度笠置町一般会計予算の件について提案理由を申し上げます。

令和4年度の歳入歳出予算総額は前年度比1.3%減の14億5,994万4,000円となっております。歳入の主なものは、国庫支出金が社会資本整備総合交付金や障害者自立支援給付事業など前年度比27.4%増の8,690万1,000円、府支出金では京都地域連携交付金や子ども・子育て支援事業など前年度比6.8%減の6,520万円を計上しております。また、財源不足を補填するため、財政調整基金から1億8,548万8,000円

の繰入れを予定しております。

歳出の主なものは、総務費では戸籍事務へのマイナンバー導入によるシステム改修に1,122万円を、衛生費では相楽東部広域連合への負担金など塵芥処理事業で4,082万4,000円、農林水産業費では林道舗装等維持修繕費に300万円、商工費では観光事業として1,199万2,000円、土木費では道路維持事業に1,840万円や橋梁維持事業に4,748万8,000円などを計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第21号、令和4年度笠置町一般会計予算の件について説明させていただきます。

私のほうからは、歳入と議会事務局、総務財政課及び商工観光課所管の予算について説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、本年度の予算につきましては、前年度から1.3%減の14億599万4,000円となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

1款町税。町税につきましては、前年度比0.6%増の総額1億4,863万3,000円となっております。

1項町民税では、個人住民税、法人住民税と合わせまして5,140万8,000円となっております。

2項固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産等合わせまして合計で7,919万8,000円、前年度から12万2,000円が減額となっております。

3項軽自動車税につきましては、環境性能割10万円、種別割460万7,000円、合計で470万7,000円で、前年度から6万円が増加しております。

4項町たばこ税につきましては、令和3年度予算より72万円増の1,332万円を計上しております。

続きまして、13ページ、2款地方譲与税、自動車重量譲与税が469万5,000円、地方揮発油譲与税が165万5,000円、森林環境譲与税が309万8,000円と、こちらにつきましては京都府通知に基づき計上させていただいたもので、昨年度より増額とな

っているものもございます。

3款利子割交付金9万5,000円、4款配当割交付金83万4,000円、5款株式等譲渡所得割交付金119万9,000円、6款法人事業税交付金122万1,000円、7款地方消費税交付金2,908万4,000円、ゴルフ場利用税交付金3,249万8,000円、自動車取得税交付金1,000円、環境性能割交付金127万3,000円、こちらにつきましても、京都府通知に基づき計上させていただいた金額でございます。

続きまして、15ページ、11款62万5,000円、こちらも京都府通知に基づくものでございます。

12款地方交付税につきましては、令和3年度の交付額見込みに基づき積算した金額で、6億8,000万円を計上しております。

13款分担金及び負担金につきましては、保育所保育料の児童福祉費負担金、それから放課後児童クラブの学童保育負担金合わせまして、民生費負担金といたしまして115万3,000円を計上しております。

14款使用料及び手数料、1項使用料におきましては、総務使用料といたしまして、運動公園の使用料や交流施設の使用料、また、笠置いこいの館の使用料で68万円を計上しております。

衛生使用料といたしましては歯科診療所の使用料で60万円、産業振興会館の使用料といたしまして商工使用料が5万9,000円、住宅使用料は現年度町営住宅の使用料といたしまして、現年・滞納合わせまして280万7,000円、民生使用料はつむぎてらすの使用料といたしまして3万円を計上しております。

2項手数料におきましては、窓口であったり督促手数料、また狂犬病の予防注射登録手数料やし尿券の販売手数料等を含めまして、合計で1,060万2,000円を計上しているところでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金におきましては、障害者自立支援給付事業、また保険基盤安定負担金等、合計で民生費国庫負担金が2,538万1,000円となっております。

17ページ、同じく15款2項国庫補助金におきましては、社会資本整備総合交付金や個人番号カードに係る交付事業費、事務費等、総務費国庫補助金といたしまして1,582万6,000円、民生費国庫補助金では、地域生活支援や保育対策の支援事業等、合計で470万9,000円となっております。

衛生費国庫補助金は、浄化槽の設置事業補助金の国庫分、また、感染症予防費の国庫補助

等の合計で146万7,000円となっております。

土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の道路分、港湾分、また、道路メンテナンス事業補助金といたしまして、合計で3,823万6,000円となっております。

教育費国庫補助金は、国有地管理費といたしまして18万4,000円を計上しております。

同じく15款国庫支出金、3項委託金につきましては、自衛官募集事務や中長期の届出等の事務委託といたしまして総務費委託金が22万2,000円、年金事務の委託金、特別児童扶養手当等の事務取扱交付金といたしまして民生費委託金が87万6,000円の、合計で109万8,000円を計上したところでございます。

続いて、16款府支出金、1項府負担金でございます。民生費府負担金といたしまして2,224万8,000円を計上しております。障害者の自立支援医療給付事業の府負担分、また、後期高齢医療の基盤安定や介護保険料の低所得者保険料軽減負担金などを計上しております。

2項府補助金につきましては、総務費府補助金で1,358万7,000円を計上しております。水力発電のございます電源立地地域対策補助金といたしまして440万、また、地域連携交付金といたしまして589万9,000円などを計上しております。

民生費府補助金といたしましては、社会福祉費補助金で隣保館運営事業や障害児(者)医療助成、また、ひとり親家庭の医療助成等、合計で1,194万1,000円、老人医療費、老人クラブ等の活動助成費といたしまして老人福祉費補助金で224万6,000円、児童福祉費補助金は、第3子以降の保育料無償化事業に対する補助金など199万7,000円で、合計1,618万4,000円となっております。

衛生費府補助金につきましては、国庫でもございました浄化槽の設置事業補助金といたしまして府負担分、また、予防接種等の事業に係る補助金といたしまして合計で81万3,000円を計上しております。

4目農林水産業費府補助金は、農業委員会への交付金や豊かな森を育てる府民税市町村交付金など、合計で243万3,000円を計上しております。

16款府支出金、3項委託金につきましては、総務費委託金といたしまして、権限移譲によります町事務の事務処理特例交付金といたしまして27万4,000円、府民税の徴収委託金といたしまして177万円、統計調査費におきましては、令和4年度に実施される統計調査に係る委託金でございます。選挙費委託金につきましては、4月10日に実施される京

都府知事選挙の令和4年度分の委託金、7月に実施される参議院議員選挙の委託金など、合計で595万8,000円を総務費委託金として計上しております。

商工費委託金といたしましては、東海自然歩道の管理と自然公園の清掃委託金といたしまして京都府からの委託料397万7,000円を計上しております。

17款財産収入につきましては、昨年度から大きく減額となっております。利子及び配当それぞれの基金の利子分の歳入でございます。3万1,000円を計上しております。

21ページ、2目財産貸付収入につきましては、いこいの館の多目的グラウンドの貸付料とデイサービスの利用施設の貸付料といたしまして、合計で255万1,000円を計上しております。

財産収入につきましては、町の冊子のほうの販売といたしまして売払手数料、売払収入として1,000円の計上となっております。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附等によりまして、一般寄附金と指定寄附金合計で390万円を計上しております。令和3年度の予算額に比べまして50万円の減額としているところでございます。

繰入金につきましては、財源不足のために財政調整基金より1億8,548万8,000円を繰り入れることとしております。

ふるさとづくり基金につきましては、桜保全活動に関する事業に充当するため188万2,000円を繰り入れ、また、ふるさと基金繰入金につきましては、いこいの館管理運営に係ります事業費に充当するため2,140万9,000円を繰り入れるものとしております。

森林環境基金繰入金につきましても、事業充当するための300万円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、まず200万円を計上しております。

諸収入、1項延滞金、加算金及び過料といたしましては、昨年度の実績に基づきましてそれぞれ計上し、合計で10万1,000円としたところでございます。

2項預金利子につきましては、町でっております普通預金の利子収入でございます。

雑入につきましては、弁償金は前年度同額の1万5,000円、雑入につきましては490万7,000円が増額となった5,336万8,000円となっております。消防団の退職報償金や駅の切符販売手数料、また駐車場の使用料等を計上したところでございます。

最後、24ページでございます。

22 款町債につきましては、合計で5,930万円を計上しております。臨時財政対策債で1,120万円、総務債、民生債、土木債のうち過疎対策事業債を充当するもの、また、土木債におきましては緊急浚渫推進事業といたしまして180万円の起債を借り入れることとしております。教育債につきましては、連合への負担金となりますが、学校施設に係るもので430万円を計上したところでございます。

歳入といたしましては以上となります。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

歳出につきましては、総務財政課、それから商工観光課及び議会事務局に関連する予算について説明させていただきます。

なお、人件費につきましては、現在の職員をベースといたしましてそれぞれ条例に基づき計上させていただいておりますので、それぞれの費目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、まず、議会事務局の関連する予算について説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費でございます。

議会運営費といたしましては、議会の議員の方々に係る人件費、報酬等の計上、また、今年度は議員研修の経費を増額して、旅費、需用費、派遣等の経費となっております。

それから、広域行政事業といたしましては、相楽東部連合への負担金といたしまして、議会分の負担金が26万8,000円計上されているところでございます。

議会費の減額となっておりますのは、議員の人数の減というところでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

37ページ下段、2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費でございます。こちらにつきましては、事務局で所管しております監査委員の事業に係るものでございます。報酬につきましては委員報酬、また、負担金につきましては京都府の監査委員協議会への支払いということになっております。昨年度から1,000円増額の24万7,000円が計上されているところでございます。

議会事務局の予算といたしましては以上でございます。

続きまして、総務財政課所管の予算について説明させていただきます。

ページ戻っていただきまして、26ページをお願いいたします。

26ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。一般管理費総

額につきましては、2億3,126万4,000円を計上しております。

ページをめくっていただきまして、27ページをお願いいたします。

上段から、職員研修事業といたしまして12万1,000円を計上しております。令和3年度から減額しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためリモートによる研修が増加しております。そのため、旅費等の減額となったものでございます。

中段、自治振興対策事業といたしまして312万3,000円を計上しております。負担金補助及び交付金のうち180万円につきましては、各地区で実施いただいておりますまちづくり事業に交付するための経費として計上しております。

電算システム管理事業といたしましては2,755万2,000円を計上しております。基幹システムの保守管理、ホームページの管理、また基幹システム等の利用によります自治体情報化協議会への負担金というところで計上したものでございます。

広域行政事業として上げておりますのは、相楽東部広域連合への負担金、また、連合を構成しておりました笠置中学校の負担金といたしまして、南山城村へ負担金として支払う経費を計上しております。中学校の臨時となっておりますのは、令和4年度に笠置中学校で実施する改修等の事業に充てるものでございます。

個人情報保護事業といたしましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、制度の改正に伴い事業委託をするものでございます。

続いて、29ページをお願いいたします。

3目財政管理費におきましては、財政管理事業といたしまして、基金の積立金等、合計で632万6,000円を計上しております。

4目会計管理費といたしまして、90万9,000円を計上しております。指定金融機関への負担金、それから手数料等を計上しております。

5目財産管理費は1,500万5,000円となっております。庁舎等の管理、また公用車の管理、運動公園の管理等、こちらのほうで予算計上したものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

32ページ中段、相楽東部未来づくり推進事業121万2,000円でございます。「相楽東部ファン」倍増まちづくり事業といたしまして、相楽東部未来づくりセンターを中心に事業実施していただいております。その負担金と必要経費を計上したものでございます。

その下の総合計画推進事業といたしまして28万2,000円を計上しております。先ほどの総合計画の推進に当たり、アドバイザーボードを設置するという御説明をさせていた

いただきました。そのアドバイザーボードの委員の方々にお支払いする報償費を計上したものでございます。

一番下、8目防災諸費でございます。防災事業といたしまして、木造住宅の耐震事業に175万2,000円を計上、また、次のページ、33ページを見ていただきまして、防災事業として593万6,000円を計上しております。備品購入費には、防災行政無線のデジタル化に向けまして、令和4年度、防災行政無線を通常より数を増やして購入するもので、順次更新していくというふうに考えております。

続きまして、35ページ、36ページをお願いいたします。

4項選挙費でございます。

3目参議院議員選挙費におきましては、7月に執行される予定となっております参議院議員選挙に係る経費を計上しております。報酬等221万8,000円となっております。

また、4月10日に投開票が実施される京都府知事選挙につきましては、令和4年度分の経費といたしまして157万5,000円を計上しております。

下段、統計調査費でございますが、令和4年度に実施される教育統計調査、統計調査員確保対策事業、経済センサス調査区管理事業、就業構造基本調査費、次のページにわたりまして、住宅・土地統計調査準備費等につきましては、令和4年度実施されるそれぞれの統計調査について、京都府通知に基づき計上したものでございます。

総務費の説明は以上となります。

続きまして、58ページをお願いいたします。

58ページ、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございます。相楽中部消防組合への負担金といたしまして4,500万5,000円を計上しております。一部事務組合の負担金となっております。

59ページ、非常備消防費におきましては、消防団の事業といたしまして、合計で892万4,000円を計上しております。令和4年度は操法が開催される年となっておりますので、昨年度より少し経費が増えておるところでございます。

3目消防施設費につきましては、消火栓ホースの更新等備品購入費も含めまして42万5,000円を計上しております。

4目水防費につきましては、団体負担金の3,000円を含めまして7万5,000円を計上しております。

9款教育費でございます。

1項教育総務費、教育委員会費につきましては、相楽東部広域連合への教育費分の負担金で7,025万4,000円となっております。

2項社会教育費では、文化財保護費といたしまして、人工遺物の撤去費用の工事請負費といたしまして100万円を計上しております。委託料といたしましては、国有地の管理に係る経費を計上しております。町が管理団体となっているところから、連合ではなく町の予算に計上させていただいたところがございます。

10款公債費につきましては、元金及び利子につきましては、合計で1億3,764万8,000円を計上しております。起債の償還に係る元金及び利子の計上となっております。

11款諸支出金につきましては、災害援護資金の貸付金等となっております。

予備費といたしましては、100万円の計上となっております。

総務財政課の分については以上となります。

引き続きまして、商工観光課所管のものを説明させていただきます。

ページ戻っていただきまして、28ページをお願いいたします。

28ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で、中段あたりの中に一般管理費（商工観光課）となっております。町内循環バスの運営事業につきましては、会計年度任用職員等の経費、また、燃料費等循環バスの運行に係る経費といたしまして1,193万5,000円、また、相楽東部広域バスの運行に係る負担金といたしまして、昨年、令和3年度実績並みの125万1,000円を計上しております。

2目文書広報費につきましては、笠置テレビの運営事業を計上しております。笠置テレビの運営事業といたしましては314万2,000円で、テレビの利用料の補助といたしまして、昨年度より増額して106万7,000円の計上としております。また、委託料につきましては、議場のカメラ等の保守点検となっております。

続いて、30ページをお願いいたします。

6目企画費、合計で6,795万9,000円となっております。

企画費の中で、JR笠置駅の切符販売等の事業といたしましては、駅の無人化対策といたしまして、会計年度任用職員に支払う人件費等を計上しております。

また、いこいの館の管理運営事業といたしましては、2,165万6,000円を計上いたしております。こちらも管理に係る会計年度任用職員の人件費、また、3年計画で実施しておりました受変電設備の修繕料を需用費に計上するなど、合計で2,165万6,000円となったものでございます。

続いて、商工観光事業におきましては、広域事務組合の負担金等190万7,000円を含む280万1,000円となっております。

地域おこし事業につきましては、地域おこし協力隊の活動に係る経費を計上しております。

交流施設の管理事業といたしましては、659万3,000円となっております。それぞれの施設の光熱水費や維持管理に係る委託、役務費等を計上し、また、工事請負費につきましては、老朽施設の撤去に係る経費を計上したものでございます。

移住促進事業につきましては、空き家バンクに登録いただいた住宅改修、また、住宅等の家財撤去等の経費といたしまして630万円を計上しております。

32ページ、ふるさと納税事業でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税の運営委託をお願いしております事業者に対する委託料であったり、返礼品に係るものを計上したものでございます。合計で120万1,000円となっております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、旅費のみ計上させていただいております。4,000円となっております。

2目商工振興費では、商工振興事業といたしまして、商工会に係る補助金といたしまして540万円、また、令和3年度に事業を実施いたしましたWEB商店街の運営事業といたしまして18万円を計上しております。

観光費といたしましては、観光事業で1,199万2,000円を含む4,251万5,000円となっております。観光事業につきましては、四季彩祭実行委員会の事業実施に係る負担金補助及び交付金等を含んでおります。

観光施設の管理事業といたしましては、京都府から委託を受けております東海自然歩道等の管理事業となっております。

桜保全事業につきましては188万2,000円で、こちらは基金を充当し、桜の保全事業に当たっていただいている委託料等を計上しております。

河川空間活用事業につきましては、41万1,000円を計上しております。令和3年度におきましては委託料で計上しておりましたが、事業実施できておりませんでした。令和4年度につきましては、いろんな方の御意見をお伺いし、事業実施を進めたいと思っております。そのための報償費や旅費、必要経費と、アンケートの実施に係る役務費等を計上しております。

最後、4目産業振興会館費につきましては、運営に係る経費1,037万7,000円を

計上しております。会計年度任用職員に係る経費や施設の保守等に係る経費等がここで計上されております。

以上、それぞれ関係するものの説明を以上で終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時55分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします予算について説明させていただきます。

歳出、33ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費におきまして、税務総務一般事務費で481万6,000円を計上しております。負担金補助及び交付金331万8,000円、京都府税機構への負担金が主な内容でございます。

続きまして、2目賦課徴収費、賦課徴収事務におきまして273万1,000円を計上しております。委託料で133万7,000円のうち125万4,000円については、国税への電子送信を行う環境を整備するものとして計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして、1,767万7,000円を計上しております。委託料で1,522万9,000円のうち、戸籍事務へのマイナンバー制度を導入する整備に1,122万円を計上しております。

マイナンバーカード交付事業といたしまして77万3,000円を計上しております。

続きまして、50ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、環境維持管理事業としまして33万2,000円を計上しております。需用費で電池ボックスの購入等、また、備品購入費でセンサーライト等を計上しております。

2項清掃費、1目塵芥処理費、塵芥処理事業におきまして4,082万4,000円を計上しております。相楽東部連合への負担金が主な内容です。

2目し尿処理費、し尿処理事業で2,521万7,000円を計上しております。相楽広域事務組合への分担金が主な内容となっております。

浄化槽推進事業といたしまして268万9,000円を計上しております。合併浄化槽普及の向上のために、補助金の上乗せや単独浄化槽の撤去費用の助成を行うものとして計上し

ております。

以上で税住民課が所管いたします主な事業についての説明とさせていただきます。失礼いたします。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして、主な事業を御説明させていただきます。

38ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、総額1億4,967万8,000円を計上しております。

主なものといたしましては、右側中段でございます社会福祉協議会補助事業といたしまして1,604万円計上しております。主な内容は、老人クラブや身体障害者協議会に関する業務委託に係ります費用、また、社協が行います見守り活動など、福祉事業に対する補助に関する費用となっております。

次に、障害者福祉事業といたしまして21万6,000円を計上しております。

主なものといたしまして、障害のある方に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業として11万2,000円を計上しているところでございます。

39ページをお願いいたします。

福祉医療事業では、854万1,000円を計上しております。内容につきましては、障害のある方に対する医療費の助成といたしまして721万4,000円、ひとり親家庭の医療費の助成といたしまして47万円、子育て世帯に対する医療費の助成といたしまして85万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。

また、障害者自立支援給付事業では3,761万4,000円を計上しております。内容につきましては、療育教室や放課後児童デイに係る費用といたしまして、障害児入所給付事業で336万8,000円、居宅介護など各種の福祉サービスに係る費用といたしまして、障害者自立支援給付事業で3,424万6,000円を計上しております。

地域生活支援事業につきましては、293万円を計上しております。これにつきましては、障害のある方やその家族からの相談支援に関する費用、また、補聴器などの日常生活用具の助成に関する費用となっております。

ページ少し飛びまして、43ページをお願いいたします。

4目老人福祉費では、1億874万9,000円を計上しております。

高齢者福祉事業といたしまして843万6,000円を計上しております。主なものといたしまして、在宅の要介護者を介護されている方に激励金を支給する費用といたしまして、介護者激励金支給事業で46万円、外出困難な方を医療機関まで送迎する費用といたしまして、外出支援サービス事業で251万2,000円、敬老会の費用といたしまして、敬老会事業で99万円を計上しております。

次、44ページでございます。

繰出金事業につきましては、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金といたしまして9,164万3,000円を計上しております。

福祉医療事業では、578万6,000円を計上しております。これにつきましては、65歳から69歳までの方、また、障害のある高齢者の方に対する医療費の助成となっております。

介護保険事業計画策定事業では、288万4,000円を計上させていただいております。

5目老人福祉施設費につきましては、3,158万9,000円を計上しております。

老人福祉施設費につきましては、主につむぎてらすの維持管理や包括支援センターの運営に係る費用となっております。

老人福祉施設運営事業につきましては、662万4,000円を計上しております。主なものといたしましては、45ページをお願いいたします。閉じ籠もり予防事業に関する費用といたしまして、介護予防事業で38万2,000円、また、つむぎてらすの運営に関する費用といたしまして、つむぎてらす運営事業で199万8,000円を計上しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、1,481万8,000円を計上しております。

主なものにつきましては、児童福祉事業といたしまして897万円を計上しております。これにつきましては、放課後児童クラブの運営に関する費用やひとり親家庭に手当を支給する費用、児童手当の費用等となっております。

また、新婚世帯や子育て世帯に対しまして、住宅の購入やリフォームの助成に関する費用といたしまして、結婚・子育て応援住宅総合支援事業で205万円を計上しております。

2目保育園費では、4,166万7,000円を計上しております。

保育園費につきましては、保育士の人件費を含めました保育所の運営に関する費用となっております。

次のページ、47ページの保育所事業につきましては、543万5,000円計上しております。これにつきましては、保育所の維持管理に関する費用や保育教材、給食に関する費用など、保育所の運営に関する費用でございます。令和4年度につきましては、12名の入所を現在見込んでいるところでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、保健業務といたしまして、保健師の業務全般に関わる事務の費用といたしまして37万9,000円を計上しております。

2目予防費では、947万8,000円を計上しております。

健康増進事業といたしまして、451万6,000円を計上しております。健診や各種がん検診、結核検診に関する費用、また、生活習慣病を予防するための健康教育や各地域で実施する健康相談に関する費用となっております。

予防接種といたしまして、245万4,000円を計上しております。高齢者や乳幼児に対して行う予防接種、また、風疹の予防接種の費用となっております。

母子保健事業といたしまして、228万4,000円を計上しております。主なものといたしましては、乳幼児に対する健診で151万円、次のページをお願いいたします。妊産婦に対する健診の費用といたしまして64万2,000円などを計上しているところでございます。

3目診療所費につきましては、943万9,000円を計上しております。山城病院組合や相楽応急診療所の分担金が主なものとなっております。

4目介護保険費につきましては、山城病院組合の老健事業分の分担金といたしまして156万8,000円を計上しております。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは、建設産業課が所管します歳出予算について説明をさせていただきます。

最初に、30ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費でございます。

財産管理費、建設産業課の分で、使用料及び賃借料で14万1,000円を計上させていただいております。内容といたしましては、町道後谷線の退避スペースの借地料でございます。

ページ飛びまして、50ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費でございます。

繰出金で環境衛生費、簡易水道特別会計繰出金として3,288万7,000円を計上させていただきます。

次に、51ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。

主な内容といたしましては、1節報酬として98万4,000円を計上させていただきます。また、10節の需用費では、農業委員会だよりを作成するための印刷製本費として17万5,000円を、12節の委託料では農地情報管理システムの年間保守料として16万5,000円等を計上させていただきます。

52ページ上段でございます。

2目農業総務費でございます。

農業総務費の中、旅費でございますが、これは前年度同様の金額を上げさせていただきます。

次に、3目農業振興費でございます。

10節の需用費6万円では、消耗品代ということで上げさせていただきます。

18節負担金補助及び交付金では、農業再生協議会への補助金等に12万1,000円を計上させていただきます。

次、4目農地費でございます。

11節の役務費として8万円を計上しております。これについては、普通作業員の手数料でございます。

また、13節の使用料及び賃借料で21万6,000円を計上させていただきます。内容については、機械等の賃借料として3万8,000円、また、農地災害復旧事業に関する積算システムの使用料として17万8,000円を計上させていただきます。

下段をお願いいたします。

2項林業費、1目林業総務費でございます。

林業総務費では旅費を計上させていただきます。これにつきましては前年度同額を見ております。

次のページ、53ページをお願いいたします。

2目の林業振興費でございます。

まず、有害鳥獣対策事業といたしまして、委託料として64万円を計上させていただいております。内容につきましては、鳥獣害被害の軽減のために捕獲事業を笠置町猟友会に委託するものでございます。

また、負担金及び交付金で、笠置町有害鳥獣捕獲対策協議会補助金として11万5,000円を計上させていただいております。内容といたしましては、大型おりの購入補助でございまして、協議会が窓口となり、国の補助金を受けて購入するもので、協議会負担分を町が補助するものでございます。その他については、共済保険保険料の助成で1万1,000円を、合わせて12万6,000円を計上させていただいております。

次に、森林対策事業でございます。負担金補助及び交付金として、森林整備事業として200万円を計上させていただいております。内容といたしましては、町内で行う森林整備に関する補助でございます。豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用して実施するものでございます。その他は、森林組合への補助など37万4,000円を合わせて237万4,000円を計上させていただいております。

続いて、森林環境基金管理事業でございます。主な内容といたしましては、委託料で300万円を計上しております。内容につきましては、令和3年度に実施いたしました森林の現況調査や基礎情報の収集などを踏まえて、令和4年度では意向調査、現地調査、測量等の森林経営管理事業を実施するため、森林環境基金を財源に業務委託するものでございます。積立金としては309万9,000円を計上させていただいております。内容といたしましては、国の森林環境譲与税を森林経営管理法に基づく森林整備を行うために笠置町の基金へ積立てするものと、あと利息分を積立てするものでございます。

続いて、中段でございます。

3目林道維持費でございます。

林道維持事業ということで、14節工事請負費で300万円を計上させていただいております。内容については、林道横川線や三国越線などの舗装修繕や側溝清掃工事に関わるものでございます。また、委託料として250万円を計上いたしております。これにつきましては、林道切山線や三国越線などの除草作業を委託するものでございます。

次に、55ページから56ページでございます。

55ページ下段、7款土木費、1項土木管理費でございます。56ページにかかっております。

まず、11節の役務費では35万2,000円を計上いたしております。内容については、

道路等の維持管理を行う一般廃棄物の処理手数料でございます。また、13節の使用料及び賃借料では180万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、資材単価等のデータ使用料として28万5,000円、また、積算システムの年間保守を含めた使用料として143万円を計上しております。

それから、中段をお願いいたします。

同じく土木費の2項道路橋梁費でございます。

2目道路維持費をお願いいたします。

道路維持事業として2,061万2,000円を上げさせていただいております。役務費では、普通作業員手数料として78万4,000円を上げております。また、委託料として48万円を上げさせていただいております。そのうち15万円は飛鳥路区への町道の除草委託でございます。また、道路管理システムの保守代金として33万円を、合わせて48万円計上をさせていただいております。

また、工事請負費で1,840万円を計上させていただいております。主な事業といたしましては、道路のり面修繕工事として町道有市峠線ののり面修繕工事に660万円、また、舗装修繕工事として480万円を計上させていただいております。

続いて、交通安全事業でございます。交通安全事業として1,200万円を計上させていただいております。これにつきましては、町道笠置有市線の西部区内の道路改良事業として舗装修繕や段差解消などに600万円を、また、町道大野木1号線の水路ふた替え等に600万円を計上させていただいております。

それから、56ページ下段から57ページの3目の道路新設改良費でございます。

主な事業といたしましては、12節の委託料として150万円を計上させていただいております。内容といたしましては、一昨年度より実施しております町道笠置山線の境界標埋設業務でございまして、4年間の計画で事業を実施しているものでございます。また、この事業に伴う経費として、15節原材料費で、境界標代ということで20万円を計上させていただいております。

また、14節工事請負費では、町道笠置山線の改良事業ということで240万円を計上いたしております。内容につきましては、道路照明を設置する事業を実施するものでございます。

続いて、中段、4目の橋梁維持費でございます。

主なものは、12節委託料で1,100万円を計上させていただいております。内容とい

たしましては、橋梁の長寿命化計画に基づく保守設計業務で1, 100万円を計上させていただいております。

14節工事請負費では3, 600万円を計上いたしております。内容については、さきの橋梁点検に基づき、橋梁の補修工事を実施するものでございます。

続いて、下段、河川費でございます。

3項河川費でございます。

1目河川総務費では、18節負担金補助及び交付金で8万4, 000円を計上させていただいております。木津川治水会や木津川上流直轄改修期成同盟会などの会費等の負担でございます。

2目河川改良費でございます。12節の委託料では15万円を計上させていただいております。東部区の不動谷川除草作業委託として計上させていただいております。14節工事請負費では180万円を計上いたしております。内容といたしましては、河川のしゅんせつ工事等でございます。

それから、58ページ中段をお願いいたします。

4項住宅費でございます。

2目住宅管理費でございます。

住宅維持管理事業ということで計上をさせていただいております。まず、役務費でございます。11節の役務費は、住宅の小修繕に伴う大作業賃金や入居時のハウスクリーニングなどを含みまして97万2, 000円を計上させていただいております。13節の使用料及び賃借料では69万3, 000円を計上させていただいております。これにつきましても、小修繕に伴う機器、工具等の使用料として40万円を、また、住宅の営繕積算システムの使用料として29万3, 000円を計上させていただいております。

14節工事請負費では450万円を計上しております。内容といたしましては、町営住宅周辺の除草作業及び除草シート設置工事として計上をさせていただいております。

最後に、61ページをお願いいたします。

12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費として220万5, 000円を計上いたしております。内容につきましては、災害時における笠置町所管公共土木施設等に関する緊急的な災害対策業務に関する協定書に基づき、災害発生時に応急対策業務に早期に着手するための対策予算として、役務費、普通作業員手数料として39万6, 000円、ダンプトラック等の機械使用料として18万6, 000円、工事請負

費で143万円等を計上させていただいております。

以上で建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 人権啓発課が所管します歳出について御説明いたします。

予算書の41ページを御覧ください。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、右側中段より、人権問題啓発事業として、予算額は55万7,000円を計上しています。内容としましては、12月に開催いたします人権学習公開講座の講師料を報償費として35万円、街頭啓発など配布される啓発物品が需用費として20万7,000円を計上しています。

次に、人権啓発活動地方委託事業として、予算額は19万2,000円を需用費で計上しています。この事業は法務局からの委託による人権啓発委託事業でありまして、町民の皆さんから募集いたしました人権標語等によりカレンダーの作成や、小学生が育てた花を老人世帯に配布する人権の花運動、人権新聞の配布など行っております。補助率は10分の10となっております。

次の町村合同研修事業は、南山城村と合同で実施します職員研修事業の講師料の町負担分を報償費として2万5,000円計上しております。

次に、42ページをお願いします。

同じく民生費、社会福祉費、2目社会福祉施設費になります。合計で99万8,000円で計上しております。

右側上段より、隣保館運営事業、全体といたしまして57万7,000円を計上しています。事業は隣保館運営等事業費補助金の対象となります経費をこの事業に集約しており、隣保館運営事業としては31万2,000円を計上しております。主な経費といたしましては、会計年度任用職員等の報酬として19万3,000円を、電気代等需用費を7万6,000円などとなっております。

次に、隣保館デイサービス事業としては、高齢者福祉の増進や自立支援、閉じ籠もり防止などを目的に事業を実施しており、22万9,000円を計上しております。主な経費としましては、会計年度任用職員の報酬として18万4,000円、ヘルストロンの保守費用など委託料で5万6,000円など計上しております。

次の地域交流促進事業では29万円を計上しており、内容としましては生け花教室講師謝金や材料費となっております。

次の相談機能強化事業では、隣保館事業として必要な人権、教育、就労、福祉などの相談業務に関わる電話代を役務費として計上しております。

次の人権啓発事業としましては、138万7,000円を計上しています。内容としましては、差別撤廃条例審議会委員報酬に8万5,000円、各種人権啓発集会への参加旅費に21万8,000円や、人権啓発協議会等への負担金と解放文化祭の補助金など、啓発事業等負担金補助及び交付金で102万2,000円を計上しています。

次に、地域交流活性化支援事業では155万円を計上しています。内容としましては、地域交流事業として陶芸教室を実施しており、講師謝金として報償費22万円と材料費として3万2,000円を計上しています。

課題対応型支援事業では給食サービスを実施しており、事業費として129万8,000円を計上しています。内容としましては、調理員の報酬に68万2,000円、食材費等需用費で56万3,000円などが主な経費となっております。

最後に、予算書43ページをお願いします。

同じく社会福祉施設費でございます。

上段で、笠置会館管理事業として103万円を計上しています。笠置会館の施設としての維持管理等に係る経費としまして、事務消耗品費や修繕費など需用費で37万5,000円、浄化槽の汚泥のくみ取り、法定検査料等の役務費で18万6,000円、土地借上料として、使用料及び賃借料として16万7,000円などが主な経費となっております。

以上で人権啓発課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

それでは、21ページの財産貸付収入についてお伺いしたいと思います。

以前、社会福祉協議会がいこいの館を使用されることによりまして収入が計上されておられません。以前、社会福祉協議会がいこいの館を使用されることによって、使用に係る費用を歳入で受けるというような説明がされたかと思います。どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

次に、28ページです。

循環バスの運営事業で1,193万5,000円、それと、相楽東部広域バス運営事業に125万1,000円が計上されております。南山城村では循環バスを廃止するとされております。また、相楽東部広域バスの利用についても不透明なところがあります。利用者はど

れぐらいおられて、どのように検証され、これらの予算を計上されたのかお伺いしたいと思います。

次に29ページ、3目財産管理費の基金積立金は何の基金なのか。392万1,000円の根拠についても説明をお願いしたいと思います。

次に30ページ、運動公園の管理事業ですが、トイレの前の木造のつい立てですかね、腐食して危ない状態だと思いますが、それを修繕されないのかお伺いしたいと思います。

それと、31ページの地域おこし事業で193万1,000円、前年度比で508万2,000円の減となっております。その内容についても説明をお願いしたいと思います。

それと、同じく31ページの移住促進事業630万円が計上されておりますが、家財道具の撤去費用を10万円から20万円に令和3年度に引上げられ、今回は30万円に引き上げるということがございます。どういう検証をされたのか、来年はそしたら40万円になるというものなのか、その根拠の説明をお願いしたいと思います。

それと、32ページ、ふるさと納税事業につきましては120万1,000円と、前年度と同額が計上されておりますが、21ページの寄附金では前年度比50万円の減ということで計上されておりますが、このふるさと納税事業の内容と成果、こういった検証をされ、計上されているのかお尋ねしたいと思います。

次、同じく32ページの地域活性化起業人事業というのは、令和3年度では地域おこし起業人の事業のことなのか、令和3年度と比較をいたしまして半額となっておりますが、どのような事業なのか説明をお願いしたいと思います。

それと、32ページの防災諸費の木造住宅耐震改修事業175万2,000円、前年度と同額が計上されておりますが、補正予算で全て減額ということになっております。町民の方への事業の周知不足ではないかと思えます。

次に44ページ、介護保険事業計画策定事業288万4,000円、令和5年度で348万7,000円が継続費ということで計上されておりますが、その内容についても御説明願いたいと思えます。

次に46ページの児童公園維持管理費で、役務費が38万9,000円から55万1,000円と16万2,000円が増額となっておりますが、その理由を説明願います。

次に47ページ、保育所の運営事業で、備品購入費が3万円から60万9,000円、何を購入されるのかお尋ねしたいと思います。

それと、49ページの母子保健事業の備品購入費132万円についても、どういうものを

購入されるのか説明をお願いいたします。

次に、50ページの簡易水道特別会計繰出金、前年度比が293万7,000円の増となっております。そういった理由、また、基準外の繰出金は幾らなのか御説明をお願いしたいと思います。

50ページなのですが、塵芥処理事業の説明欄の表示なのですが、昨年度からこういった表示の予算書ということで、昨年度も指摘をさせていただいておりますが、今年も表示がされておりましたが、ここの負担金は相楽東部広域連合への負担金だと思いますので、そういった表示が必要ではないでしょうか。

それと、51ページのし尿処理事業の負担金につきましても、広域事務組合の負担金だと思います。指摘をさせていただいた箇所につきましては修正が必要ではないでしょうか。

それと、54ページ、商工振興費で、商工会への補助金が前年度比30万円の増となっております。その根拠を教えてくださいたいと思います。

それと、54ページ、観光費、職員人件費の報酬が150万円から459万5,000円の増、これについても理由をお願いいたします。

それと、観光事業費の387万円ということで、前年度比が268万4,000円の減ということの中で、負担金が329万円と前年度比40万6,000円の増となっておりますが、それについても説明をお願いいたします。

桜保全等の事業で188万2,000円、前年度と同額が計上されておりますが、この事業はちゃんと検証されてこういった予算計上をされているのかお聞きしたいと思います。

それと、55ページ、産業振興会館費、会館運営事業費として前年度比174万4,000円の減、特に需用費で186万1,000円の減となっております。以前から、産業振興会館の天井とか修理が必要ではないかという指摘をされていると思いますが、そういったところについてはどうされるのかお伺いしたいと思います。

それと、58ページ、住宅管理費で773万2,000円、前年度比2,548万8,000円の減となっております。工事請負費で前年度比2,545万円の減ということで、その内容、また、奥田住宅や後谷住宅、それと、以前有市住宅の水洗化について検討するというような発言がありましたが、そういったことはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それと、59ページの非常備消防費ですが、消防団員の実団員は何名になっているのかお聞かせください。

最後に、60ページの文化財保護費ですが、事業費が前年度比100万8,000円の増であるのに国庫補助金が1万9,000円の減ということになっているんですが、どのようになっているのか御説明をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問にお答えさせていただきます。ちょっと数が多く、控え切れなかったところもありますので、漏れ落ちていたらまた御指摘いただけたらと思います。

まず、ページでいきますと28ページでお伺いいただきました循環バスの運行でございます。

相楽東部広域バスの運行事業につきましては、これは国の交付金等もございまして、1便に1名以上が乗車可能であれば交付金の対象となってくるということで、本年度、令和3年度におきましても乗車人数をクリアしたところでございます。

笠置町といたしましては、今まだ循環バスの運行について現状のまま運行しているところでございますが、御指摘いただきましたように、南山城村の公共交通につきましては、循環バスを廃止し、村タクというデマンド交通の活用に移行されているところです。笠置町といたしましても、住民のアンケートの中からも自宅のところまでというところもお声をいただいておりますので、循環バスの運行と、それから村タクのような運行の形態というものも並行して考えていく必要があるのではないかと考えております。

循環バスにつきましては無償で運行しておりますが、そういった新たな交通につきましては有償というところもありますので、十分な検証が必要ではないかと考えております。

それから、29ページの基金積立てでございます。

基金につきましては、ふるさと納税をいただきました基金の積立てをまず考えております。それが、ふるさとづくり基金につきましては、一応390万というところで基金の積立てを考えております。残りの金額につきましては、利子積立てというところになっております。

続きまして、30ページの運動公園です。御指摘いただきましたあずまやに係る部分ですかね。その部分の修理については、もうちょっと確認しながら進めたいと考えております。今回の予算のほうには、計上は見送っておるところでございます。

それから、31ページ、地域おこし事業ですが、昨年度より減額しましたのは、地域おこしとして移住促進事業と、地域おこし事業の中に移住促進の空き家バンクに係るこの促進事業というものが含まれておりました。これを分割しましたので、地域おこし事業としては大

幅な減額になったところでございます。

移住促進事業につきましては、府の補助対象に係る部分がございますので、内訳を見直したところだと……ちょっとすみません、申し訳ないです。移住促進事業につきましては、新たに事業を、先ほど言いましたように地域おこし事業と分割しましたので、新たに起こしたものでございます。改修事業といたしましては180万円で3件分、これは府の補助対象となっているところでございます。

空き家流動化対策につきましても、府の対象となる金額はございますが、それを少し増額させていただいたところです。今のところ、それ以上のところは考えておりません。

それから、ふるさと納税につきましては、昨年度予算の見積りをした段階での積算とさせていただいておりました。ちょっとそごがあったところが、確認が漏れていたところがあるかもしれません。ちょっと再度確認させていただきます。

32ページで御指摘いただきました地域活性化起業人ですけれども、本年度は2名の予算計上をさせていただきました。昨年度から人数につきましては、3年経過しているものもございまして、地域活性化起業人から今度、地域プロジェクトマネージャーという会計年度任用職員としての位置づけで任用する予定といたしまして、先ほど商工費の中で増額となっていると御指摘いただいたものに1名分の会計年度として任用するプロジェクトマネージャー分の経費が入っているというところでございます。

32ページの防災事業です。木造住宅の耐震改修につきましては、ここ数年というか、このところ希望がないというところにはなっておりますけれども、府のほうから社会資本整備交付金の通知等がございますので、当町としても予算計上をさせていただいているところです。御指摘いただきましたように周知不足というところも、確かにそういうこともございますので、十分住民の方に周知、広報をさせていただきます。防災はそれでよろしかったですかね。

それから、54ページの商工費、商工振興費の商工会への補助金ですけれども、商工会のほうで令和3年度に経営改善計画というものを経済産業省のほうに提出されておりました。その計画について、推進が決定となりましたので、こちらは町と連携しながら事業を進めていくというところになっておりますので、令和4年度に改めて30万円を事業実施に増加させていただいたところです。事業が終了しましたら、事業の終了、また実績等を確認しながら、交付額等のほうも精査していくと思っております。

続きまして、桜保全事業につきましては、例年とほぼ同じような金額としております。こ

ちらにつきましては、基金を繰り入れた中で実施しております。今現在残っているところが1,300万ぐらいになるのかなというところで、毎年これぐらいの基金が減っていったという状況でございます。

それから、産業振興会館につきましては、今年度修繕を行ったものが完了しております。舞台、消防設備の修繕であったりとかを令和3年度に実施しましたので、今年の修繕料といたしましては小修繕のみといたしまして、前年度から約170万程度落ちたものとしております。

ほか、漏れておりますか。すみません。

歳入のほうでいただいております分ですけれども、今、すみません、御指摘いただいたとおり、当初予算積算時にこのいこいの館の貸付収入というものを見込んでおりませんでしたので、節として財産貸付収入か使用料のほうで上げようかというところで考えております。ちょっと当初予算のほうに積算が間に合わなかったというところもございまして、節の分につきましてはちょっと調定のほうで対応したいと考えております。

それから、空き家の家財撤去につきましては、先ほど京都府のほうからの補助の金額の提示がございました。うちのほうで10万円を上乗せして、30万円というところにさせていただいたものでございます。今後といたしましては、毎年上げるというふうには考えておりません。今後、こういうことも活用しながら空き家の登録が増えればというふうには考えております。以上です。漏れておりましたらまた御指摘ください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

わかさぎ公園の清掃の件でございます。

昨年度は月に2回程度ということで予算を組んでおりましたが、当初の計画で週に3回はやっていただかないときれいさを保てないということもありまして、週3程度で予算を組んでおります。年間で104回行っていただく予定をしております。

それから、塵芥処理費及びし尿処理費の負担金補助及び交付金の表示の件でおっしゃっていただいていたかと思えます。こちらのほう、修正というか加筆等できておりませんでしたので、次回気をつけさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、44ページの介護保険事業計画の関係でございます。継続費で上げさせていただいているものですが、この計画につきましては、高齢者福祉計画と介護保険事業計画、2つが1つになったものございまして、3年に1回、3年ごとに計画を策定しているところでございます。

次年度、4年度につきましてはニーズ調査をさせていただきまして、ニーズ調査の分析等を含めた中で5年度に計画の策定、本体の策定という予定になっております。この計画につきましては、高齢者福祉に関する施策の方針、また、介護保険に係ります3年後の給付費の見込みを出した中で、新たな保険料を決めていくというような計画になっております。

続きまして、47ページの保育園費の備品購入費でございますが、これにつきましては、昨年度より増額している部分につきましては、現在5歳児の部屋のエアコンがちょっと故障しておりまして、違う部屋で代用しているところでございます。そのエアコンの購入のための備品購入費で60万9,000円を計上しているところでございます。

続きまして、49ページですね。乳幼児健診の備品購入費の132万円、これにつきましては、乳幼児健診の際の視力の検査で、屈折検査機器という機器の導入の予定をしております。視力の検査につきましては、弱視の治療につきましては6歳頃までに行わないとなかなか治療が難しいというところで、この検査機器を導入することによって弱視の発見率が大幅に高まるということで、令和4年度については国庫補助金も2分の1がつくということで、今回この検査機器を導入するための費用といたしまして132万円を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは、ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

50ページの環境衛生費で、簡易水道特別会計への繰出金の関係でございます。

まず、基準外繰出金の金額でございますが、3,288万7,000円のうち2,196万円が基準外繰入れとなっております。

また、対前年比293万7,000円増額した理由ということですが、簡易水道特別会計の予算でも説明はさせていただきますけれども、修繕料や委託料の増があったということです。修繕料では有市高区や飛鳥路のポンプの修繕が増えております。また、委託料では地方公営企業法の適用事業ということで、事業費が増えたことよっての増というふうでございます。

続きまして、58ページ、住宅の関係でございます。

工事請負費での大幅な減額の理由でございますが、まず、昨年度事業として計上しておりましたバリアフリー化事業で975万円、また、耐震化事業で1,690万円を今回は計上しておりません。先ほど説明でも少し触れさせていただきましたけれども、ここ数年来、繰越しが続いておりましたので、4年度については令和3年度からの繰越事業を実施させていただきたいというふうに考えております。

また、水洗化のほうなんですけれども、また、今現在やっております浴室のバリアフリーや耐震化事業を進めていった後に、また計画に上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど由本議員に答弁いたしました移住促進事業のところ、一つ訂正させていただきます。

移住促進事業で630万円、負担金補助及び交付金で計上させていただいている中で、家財道具の撤去助成というところで御質問いただいております。私ちょっと勘違いをしております、また、主要事業調書のほうでの記載のほうの書き誤り、修正がございましたので、ここで先ほどの答弁の修正をさせていただきます。

移住促進住宅の整備事業といたしまして、180万円の3戸分というところでしております。これが京都府の補助事業となりまして、2分の1の補助となっております。

空き家流動化促進事業といたしまして、いわゆるマッチングができた場合、京都府のほうの補助の2分の1を受けまして10万円を交付させていただくというものです。

御質問いただいております家財道具等の撤去助成につきましては、町単費といたしまして、家財道具の撤去をされましたら1件当たり上限20万円として3件分計上したものでございますが、主要事業調書の実施内容のほうに1件当たりの上限30万という記載をしてしまいました。予算内訳では20万円というふうにしておりますので、上乘せしたものの、町で20万円単費の分だけしてございましたけれども、ちょっと予算の内訳と上の実施内容に記載誤りがございましたので、下の予算内訳のほうが正しいというところで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

質問が3回ということで、私もいろいろ質問したいということで、まとめて質問して申し訳なかったですけども、ありがとうございました。

先ほど社会福祉協議会の使用に係る部分について、使用料で上げるんかどうか、財産収入で上げるかという話なんですけれども、なかなか社会福祉協議会のほうとしても幾ら払うもんやということが分からないと大変なことだと思うんですよ。どうしても、もしアパートとか借りる場合、家賃も全く分からなくて入るというのはちょっと考えられない話なんでね。その点はどうなっているのかちょっと分からないですけども、社会福祉協議会のほうもちゃんと理解をされているのかというのをお聞きしたいと思います。

それとまた、村タクのほうのデマンド交通、このあたりもまた笠置町、やっぱり足の不自由な方、高齢者の方を自宅まで送迎していただく、また、自分の都合のいい時間で送迎していただくということが望まれると思いますので、またその点についても御検討をよろしくお願いしたいと思います。

それと、住宅ですけども、奥田住宅とかまた後谷住宅、特に奥田住宅を見ていても、かなり木造住宅で取壊しが必要な物件が多々見られますので、そのあたりも積極的にまた進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、消防団員の団員数についてもお願いいたします。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） すみません、失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問いただいておりました社会福祉協議会のほうとは、先日可決いただきましたので、内容等、保健福祉課長と一緒に進めさせていただきたいと考えております。素案といえますか、協定書の案としましては保健福祉課長のほうで整理いただいておりますので、それを持って事務局のほうとお話しさせていただきたいと思っております。

それから、デマンド交通につきましても、議員おっしゃいますようにニーズは高いものではないかというふうに考えております。今無償で動かしている循環バスについても、有償交通として町外の方も利用できるような形にして、町内の方には無償のパスなり配布させていただいて引き続き無償で使えるとか、いろんな手段があると思いますので、令和4年度である程度形といいますか、方向性というところを検討したいなというふうに考えております。

それから、消防団員ですけども、団員といたしましては今110名の積算になっている

と思います。実際の団員は100名になっております。今年度末の退団というところはまだ反映しておりませんが、今現状その形で動いております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

いろいろな事業を町のほうで計画されていて、それが住民のためになるものだと思うんですが、それが住民に何も周知されていなかったら、それはもう本当にもったいない話だと思いますので、十分に周知を徹底していただくようお願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕が聞きたいのは、30ページ、JRの切符販売事業ですが、JRから無償譲渡してもらっていて、この使用料及び賃借料は何に当たっているのかをちょっとお聞きしたいのと、あと、前回の条例のときには多分行政側が説明できていなかった点なんですけど、社協が入ることによってこの維持管理費が上がるのか、そのまま変わらないのか、もし上がるのならば幾ら上がるのかを説明していただきたいというのと、あと、その次の31ページ、関西本線複線電化事業なんですけど、予算は計上されているんですけど、これは今年度の実績を見込んで来年度に上げられていると思うんですけど、どういう活動をしているのか。以前にも多分お話しされたとは思いますが、もう一度説明願います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、30ページで言っていましたJR笠置駅の切符販売事業ですけども、使用料としてお支払いしているのは、収入が発生する部分の使用料というところでお支払いが必要となってきております。それは最初の協定のときに出ておまして、今でいいますと店舗に当たっている部分になっております。もちろん、待合室とかそうでないところは無償というところになっております。

それから、複線電化の促進事業についてですけども、現状、要望活動というところにとどまっております。ただ、令和2年度、3年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止というところで、書面での要望活動に終わったというところがございます。以前、それまではJR本社のほうを訪問して要望していたと。要望活動にとどまっているというところがございます。

それから、社会福祉協会がいこいの館に入るところの維持管理ですけども、令和3年度におきましては、庁舎の耐震改修のため役場庁舎機能がいこいの館2階の部分で業務をしておりましたので、単純な比較というところがなかなかできないところではございます。光熱水費につきましては多少の増加はあるものかなと思っておりますが、令和2年度の状態と比較するとその部分が上がるのかなと。ただ、水道料金とかにつきましてはそんなに変わらないものかなと思っております。

すみません、ちょっと金額的な積算が、2年度の比較というところができておりませんでしたので、大変申し訳ありません。また2年度の状態とか3年度の状況を見まして積算といえますか、比較させていただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

30ページなんですけれども、その一番下のほうに笠置いこいの館管理運営事業が入っていますね、2,165万6,000円。この数字は間違いないですか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

積算上、間違いなく計上させていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この数字の中には、令和3年にはエレベーターの点検委託料2台分が入っているんですね。小荷物専用点検委託料22万5,000円、それで、エレベーターのほうは66万円。令和4年度のあれには入っていないんですけれども、エレベーターの点検はどのようになっているんですか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、令和3年度には66万円のエレベーターの点検費用が含まれておりましたが、3年度におきまして、警備業務の中にエレベーターの保守管理が含まれているということが分かりましたので、令和3年度の予算からも前回の補正予算で削減し、今回は当初予算にはもうその分は計上しておりません。警備業務として一括してエレベーターの保守管理も行う

ているというところが確認されております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

これ、何というんですか、警備業務のセコムがやるということですか。間違いはないですか。この契約書は何年にされたんですか。セコムがエレベーターの点検・整備をするってどこにうとうであるんですか。分かってそういう発言ですか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

業者名をおっしゃっていただきましたので、セコムというところで、うちの警備業務については委託しているところがございます。そちらのほうの中に、リモートによりますエレベーターの点検がございます。セコムが直接点検をするのではなく、セコムから再委託をしました業者のほう、すみません、ちょっとお名前のほうを忘れてしまいましたけれども、セコムがそのエレベーターの点検をする業者と契約をしております、うちのほうはその委託業者からの報告をセコムを通して受けております。

直接点検している業者との契約とはなっておりませんが、警備業者のほうと包括した中で契約をしているものと考えております。

それから、契約ですけれども、令和元年8月で前指定管理業者が撤退しましたので、それ以降、町のほうとで契約しているというふうに確認しております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の回答は間違いはないですか。それをちょっと確かめたくて質問したんですけれどもね。間違いはないですね。警備会社が、要するに代理店がある業者を用いてエレベーターを点検・整備するということですね。そしたら、3年度は何だったんですか。3年度にも同じあれを払っているんですよ、79万2,000円というのを警備で。そういう点、どういってお考えなんですか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、令和3年度の予算につきましては3月の補

正予算で減額させていただいております。セコムさんと契約しています79万2,000円、これは令和3年度も今回の令和4年度の当初予算にも同額を計上させていただいておりますが、同じ金額の中でしていただけるというふうになっておりますので、令和3年度につきましてもセコムさんにお支払いするのは79万2,000円です。66万円というものは、令和3年度も補正予算で減額をしましたので、お支払いはしておりません。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

地域おこし事業193万1,000円、この内訳は地域おこし協力隊。地域おこし協力隊の実績と、来年度はどんな事業をしていただいて、どんな活動内容をされるべくで更新されるのかお伺いしたいです。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし事業といたしましては、使用料及び賃借料といたしましては活動用の車のリース、また住居等の借上げ等にかかってくる費用でございます。純粋に活動費に当たっておりますのが負担金補助及び交付金の100万円で、1人当たり50万円の活動費を見込んでおります。

今、2名の地域おこし協力隊で活動していただいております。1人は移住・定住に特に力を入れていただいております。もう1人は情報発信、ユーチューブ等の発信であったり、また地域を回っていただいたり、移住・定住にも関わっていただいているというところでございます。

今年度、お二人とも最終年度、令和4年度は3年度目を迎えるということで、笠置町におきまして今後どういった活動に、令和4年度で完了し、5年度以降どのようにしていくのかというところも町長のほうと確認をしながら事業を実施していただきたいというふうに考えております。

今までの実績というところでございますが、移住促進につきましても登録物件がなかなか増えなかったりしたところもございます。コロナの影響もありまして活動が制限されたというところもございますので、そういうところも鑑みまして、令和4年度につきましましてはしっかりと計画を持って事業の実施に当たっていただきたいというふうに考えております。

先ほども周知、広報が足りないというところもほかの面でもございましたので、協力隊が

こういった活動をしているのかというところも見えないところもあるかと思いますが、そういうところも相談しながら進めていければというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ちょっと見えにくいというふうなことを行政側が理解しているならば、もうこの制度も使い出して長いほうになってくるのに、今さらそういう話はちょっと違うかなというふうに思います。

3年目まで町が責任持ってというふうな部分も分かりますけれども、何年やって実績が出てこないのか、当初の目的を本当に達成できるような業務を遂行されているのか。例えば、ユーチューブで何を発信されていて、なぜ町の人が見たことがないぐらいの内容なのか。どのぐらいの頻度で更新されているのかを町はなぜ押さえていないのか。

この総合計画の移住・定住の促進という部分には、サテライトオフィス、移住定住プラザなどを拠点にというふうに書いてありますけれども、諸収入の部分では全然これ、1万2,000円だったりとか1万3,000円だったりとかというような実績の報告になっていますよね。それで、地域おこし協力隊が移住・定住をやっていると。でも、管理費のほうがかかり過ぎていますよね。その辺の改善は今年度の予算内でどうクリアしていかはるのか、その辺ちょっと根拠立てて、具体的にどうやっていけば、例えばこれがいきなり20万円上がります、30万円上がりますという話じゃなくて、その人たちの運営、その人たちのどういことがなせればこういうところをもっと活発に使えるのか。

それもコロナを言い訳にするのではなく、本来はこうあるべきものだというのがじゃあるはずやし、それでコロナが原因でできていないのであれば仕方がない。どう考えてもちょっとコロナだけの話ではないと思うんですよ。実質、多分、前回もお話ししていますけれども、コロナがきっかけで都会に住むのをやめたという事例もあるはずなんですよ。うちの町でも現に、他の自治体ぐらい少ないんですよ。その中で、なぜコロナが原因で移住・定住が止まるのか。そういったものは役場の中でお話をされているのか、その辺ちょっとどうなんですかね。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問といえますか御指摘にお答えさせていただきます。

厳しい御指摘をいただいていると感じております。実際、コロナを言い訳ということでは

ないんですけれども、外向けの出で行っての活動というところはやはり自粛が必要だったというところもあったのかというふうに思っております。

ただ、御指摘いただいたとおり、庁内全体でそれを進めるというようななかなか体制になってきていなかったというのも事実でございます。協力隊のほうに任せたままになっているというところもございましたので、いろいろとトラブルが生じていたというところも事実でございます。

今後といいますか、こちらといたしましては、地域おこし協力隊のほうには移住促進に力を入れていただいてというところの活動を大きく期待しておりましたし、情報発信につきましても、ユーチューブ等での発信というところに、それこそ総計の中ではタウンプロモーションであったりとかというところも記載しておりますので期待しているところは大きいところではあるんですけれども、実際のところ、なかなか思うような活動というところに至っていない。それは役場のフォローも少なかったというところもあったのかと反省しております。

今後といいますか、令和4年度の取組につきましては、移住・定住につきましては引き続き協力隊のほうに十分活動いただきたいと考えておりますし、空き家バンクの登録が増えなかったというところも掘り起こしに力を入れていただきたいなというふうに考えております。

すみません、ちょっと十分なお答えでないというところは分かっているんですけれども、なかなか難しいところがございまして、私のほうも把握し切れていないというところが現状でございます。申し訳ありません。今後いろんな形で、商工観光課、地域おこし協力隊、また起業人のほうとも連携を取りながら、4月から稼働しますチームによりまして、いろんなところのアドバイザーボード等も活用させていただいて、いろんな形のお知恵をいただきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕、今回の予算で一番心配していたのが、その新しい部署をつくるとかアドバイザーボードをつくるというところに討論が逃げないかどうか。これをするからこうやってよくなるねん、それは希望的観測として見ないといけないというのは分かるんですよ。でも、現行ずっとやってきていること。今まで5年その制度を使ってきて、ユーチューブの更新頻度も分からない、それはやっぱりおかしいですよ。移住・定住で、それをきっかけにどうなってきたのかという実績報告もできない。じゃ、毎月毎月上げている実績報告で、町は何を管理しているのかと。だから、雇う責任と、その人たちに町をどうしてもらいたいのかということ

をちゃんとコミュニケーションが取れているのかどうか。

これからアドバイザーボードなり政策企画部ができて、充実を加速していくのは分かる。みんなで頑張らなあかんというのは分かる。でも、この当初予算はそれまでに出了たこと。町が責任持って予算請求してきたわけですね。要求してきているわけじゃないですか。それで、言うたら今年度の実績はいかなものかと。でも、把握できていない。でも、予算計上する。それは違うでしょうという話ですよ。

だから、外から引っ張ってこれるお金やし、町の財政に負担はかけへんねんと、マンパワー一足りへん町やから仕方がないねん、そういう話はもういいですよ。意味がないから。お金をどぶに捨てているのと一緒じゃないですか。

例えば、移住・定住のもう特化したチャンネルが笠置の中で確立できていると。その中の条件で、顔出しとか云々かんぬんはやめてもらって、次の人がそういうことをできるようにしておくとか、毎月毎月たとえ1人でもチャンネル登録者を増やす、そういう実質的数字でやってもらっているとか、町はユーチューブというものをどう理解して、何を発信してほしいのか。一切、笠置の町でおもしろいユーチューブがあるよみたいなことは聞こえてきませんので。

極論、キャンプのユーチューバーでそこそこ数字取っておられる方が笠置に頻繁に来ておられると。例えば、その人にプロモーションをお願いするとか、一緒に出てもらおうとか、ユーチューブのレクチャーをしてもらおうとか、そういうことが活動に入ってきて俺はいいのかなと思うんですけども、そんな声は一切聞こえませんし。だから、何をって町をタウンプロモーションしてもらおうのか。3年間の累積でその人に払っている人件費って、国はなかなか大きいと思うんですよ、活動経費も入れれば。それで何の実績も上げられていないというのは、本人にとってもすごくかわいそうなことやと思うし、国にとってもかわいそうなことじゃないですか。誰かの税金が投下されているわけですから。

その辺、不十分な答弁しかできないというのが、もうほんまに残念やと。だから、町がほんまに総計をこれからどう動かすか。その中にこうやってもううたっているわけですから。それで、サテライト等の収入がこれだけやと。でも、維持管理費はあれだけかかっている。それで、外のお金引っ張ってきて、人にはこれだけ金使っていると。これやっぱり、ちょっと説得力がないじゃないですか。その横で、アドバイザーができるから、政策企画部ができるから、ちょっと苦しいんですよ。極論言えば、この予算案がもう出来上がっていて、もうその案が出てきたときにはまた拍車がかかるみたいな話を今夢見ないといけないと思うん

ですよ。

だから、もう少し彼らにもきちんと自分たちのしてもらいたいこと、彼らのできること、やりたいことを織り交ぜながら、きちんとその制度を使う、責任を持つ、これが僕は行政の仕事だと思うんです。だから、それがなぜできていないのか、どうやったらできるのか。ほんまにアドバイザーで、例えば町内外の人が来てくれているんなアドバイスをして、どうやって集約できるのか。それよりも、彼らの柱をきちんとつくってあげることが今、最善じゃないのかと。

だから、移住とユースチューブを合体さすんやったらもっとちゃんと考えないと、もうそんなん何とでも言えるんですよ、こういうことはね。だから、町の小間使いにしちゃ駄目なんです、何度も言いますけれども。

多分、十分な答弁は返ってこないと思うんで、ほんまに確固たる部署ができたときには、言い訳みたいな答弁じゃなくて、根拠を持って具体的にどうなったかというのを説明できるようなものにしていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） ここで暫時休憩します。

休 憩 午後2時36分

再 開 午後2時50分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑はありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

観光振興で、今年の予算に花火大会と鍋フェスが計上されていないというふうになっていますが、なぜ経費が計上されていないのか。常任委員会の説明では、鍋フェスは一旦区切ったというふうなお話でしたが、じゃ何をするのか。10年で区切りがついたとの説明でしたが、あれほど集客があるイベントをやめてゼロから立ち上げるというふうになるのか、町はどういうふうにお考えなのかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。

まず、花火大会ですが、これは私も子供のときから楽しみにしていたイベントの一つでございますが、最後の花火大会のとき、3年前でしたかな、私、町長就任前でしたけれども、駅前状況を見ておりました。駐車スペースがないということで、南山城村等々に駐車場も

借りて電車に来ていただくというようなこともされたわけですが、ホームから人があふれて、駅の中へ入り切れないで、駅舎の周辺で非常にたくさんの方がごった返しておられたと。それで、電車は来たけれども、乗り切れずに大量の積み残しのお客さんが出たということで、あのような状況、人がめっちゃめっちゃ集まるような状況になってしまうとコロナ下ではあまりにも危険やということで、2年間続けて見送りをしたわけです。

来年度につきましても、現在のコロナの状況がどうなるかまだ見通しが見つからない状況で、大混雑になるようなイベントは避けたいということで、花火大会は今年予算化いたしませんでした。

鍋-1につきましては、状況が許せば何らかのイベント、食のイベントというのを考えてみたいとは考えておりますが、これは四季彩祭のほうに何か新しいイベントといいますか、鍋をなぜしないということじゃなくて、いろんな形で1回検討してみてくださいということで、方針がまとまれば改めて予算措置して実現できるようにというふうに考えております。

集客を見込めるということですが、できるだけ町内にお金が落ちるような形のイベントに変えたいと。町内の事業者さんも含めて、もうちょっと何か違う取組ができへんかということで四季彩祭のほうにはお話をすることになっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

交通問題で、コロナ下では危険と判断したということなんですけれども、去年の12月ですかね、和東では花火大会が実施されました。その前の年は京都の北部のほうで、商工会の青年部が同じ時間帯におのおののカンカイの場所で一斉に花火を75発上げるというイベントがなされたりしています。

だから、交通だけの問題で花火大会をやめたんやったら、僕は30年間続いたものをコロナ下で人が密集する、それだけの理由でやめるというのはまたちょっと違うんちゃうかなと。例えば、時間帯を変えてみるとか、今まで花火が終わったらすぐお客さんは帰っていた、もうちょっとしてもらえたらお客さんは分散するのかなとか、いろんな議論があったんかな、なかったんかなと思うわけですよ。

食のイベントを四季彩祭に投げると。いつ返答が返ってきて、いつ実現することを目指しておられるのか一切見えてこない。それはいつになるんでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

四季彩の実行委員会は、あしたの夜、私も出席して実行委員会を開きますので、そのときに議論をしていただくというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

総計に基づいてこの当初予算を組まれていて、人が集まったらあかんだこの言うて、さくらまつりともみじまつりはやると。その境目が人の多さなんやったら、人を入れへん方法を考えたりとかいろいろできると思うんですよ。

だから、ほんまにアフターコロナいうてお金引っ張っていろいろ事業やりましたけれども、実績とか町の展望、これ、総合計画賛成しましたけれども、それを遂行していくこの当初予算が、年間を通してイベントを実施することによって交流人口が増加しておりと書いてあるのに、いや、もうやめていますやんと。実際、ほんまに花火大会ってやめたら次やるのは大変なんですよ。許可云々の問題もあるし。これがもう3年目、ないのが。そういうことをもうちょっと真剣に考えていただきたいなど。

先ほどの地域おこし協力隊の話でもないですけども、例えばその方が町の関係者であれば、かぶりつきで花火大会の撮影ができたりとか町のイベントが撮影できるのであれば、もしかしたら登録者が増えるかもしれん、視聴回数が増えるかもしれん。そういうきっかけをつくって行って、事業って何らかの成功だったり成果が出てくるんだと思うんですけども、いつになったら点の事業をやめていけるのか、線でつなげられるような道筋を描けるような予算になっていくのか。いつそうなりますかね。観光事業がまだ一番動いていると思うんですよ、町の中でね。でも、それを平気でカットしていくと。

ほんまに町の行く末、今の若い子らが何に光を見て、笠置の町で何をしていこうと思えるのか、そういう責任を担っているということは自負があるのか、その辺はちょっとお聞きしたいですね。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

花火大会については、冬花火のことも含めてお話をいたしました。予告なしでゲリラ戦みたいなんで、ゲリラ花火という話もしました。ただし、花火の特質上、数か月前には発注しないと花火がそろわないと。

そのことについて、警察の許可も必要ですが、それは事務的なお話でして、告知をして花

火大会をやってあれだけの人が来てしまっ、電車にも乗れないと。それで、気分が悪なって倒れてはった人もいてはったと。随分と電車を待ってもらったというようなこともございます。それで、ちょっとホームにも人があふれておりましたし、大変危険な状態であったというふうに報告を受けています。

あまりにも人が密集しますんで、ちょっとやり方を一から考えなあかんねんけれども、取りあえずコロナ下での密集というのは避けたかったということで、2年間お休みをいたしました。

今年度、予防注射が済んだんでもうちょっと落ち着くのかなというふうに考えていたんですが、コロナは相変わらず第6波、ようやくの収束の気配がしてきましてかなり減ってきたわけですが、先行きがまだ不透明な状態です。それで数か月前から花火の準備を始めるといのは実際できるのかどうか、もし実施できへんかったときにどうしたらええのかというふうな議論が十分できていないという状態です。

鍋-1の代わりに何か飲食に関わるような事業については、あしたしっかりとお話をさせてもらって、どういう提案が出てくるのか、どういう御意見があるのか、その辺をしっかりと見極めた上で、また改めてやりましょうということであるならばきっちりと予算措置をさせていただいて、議会のほうにも提案させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の返答なんですけれども、私は花火と鍋が入っていなかったから質問しようと思ったんですよ。しかし、今の町長の返事ですと、何か政策大綱の第一に観光のまちづくりというような題目が第4次に載っているんですよ。そういう点について、花火とか鍋とかそういうことについて、町長の発言どおりで中止されるということでもいいんですか。あまりにも、全然第4次とか離れているやないですか。

それで、結局、先ほどの坂本議員への返事では、人が多過ぎて電車に乗れなかったと。それはそれで対応したらいいんじゃないですか。また、花火までにはある程度時間が欲しい、それは分かりますよ。前の花火のときにも、ここで審議して認めてやったんですよ。そういう点、町長、本当に笠置の観光のことを、町のことを思われて発言されているんですか。その発言に対して、町長として町民にPRできるぐらいの発言だと思いませんか。その点どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、私自身も過去何回も写真を撮ってきて、笠置の花火の写真を楽しみにして写真を撮ってきたわけです。同様に、たくさんの方が笠置の花火の写真を撮ってはったと。それは観光写真コンクールなんかにもいっぱい出てきていて、皆楽しまれておられるというのは重々承知しております。

ただ、前回の笠置駅周辺の混雑ぶりはあまりにも危険やったというふうな判断です。何か工夫があったら、またそのやり方、コロナのことも考えながらですけれども、何かそういうような方向でできるようなことがあるんなら、それはまた検討してもいいかと思えます。

別に私、夏にどうしてもせなあかんというふうには考えていません。ただし、花火を注文するのは何か月前にしないと、花火屋さんは段取りできないでしょうし、準備も相当期間、時間かかるわけですから、今年度については、ちゃんとした危険に対する対策が図れない、取れないということで、今年については夏に花火大会をやるというのはちょっと私自身も勘弁してほしいと。大変危険な状況やったということだけ御理解ください。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

これ、危険だったという判断でやめられたんですか。あまりにも返答が寂しいじゃないですか。どうですか。ほかの議員さんにも聞いてもらいましょう。そんな返答で通るんですか。もっと親身になった、町のことを思ったような返答をしてもらいたいですよ。

そして、質問したことに対しては、短く簡単に言うてくださいよ。能書きはどうでもいいですから。その点どうですか。町長、そういう返答に対してお気づきになっているんですか、なっていないんですか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

返答は簡単明瞭にしろという御指摘です。

非常に危険やったということは御理解ください。それに加えて、コロナの行く末がまだ見えないという状況で、観光客の方々、また住民の方々の安全の確保をするということが非常に難しいと思われまして、当初予算には計上しておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質問ありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

だとするならば、さくらまつり、もみじまつりの安全確保はどうされるのか、どう考えら

れて実行に結びついたのか、お考えをお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

さくらまつりともみじまつり、基本的にライトアップが中心で、昼間に河川敷のほうで集客イベントをやりたいということになっております。最終回のイベントの内容、参加者の状況をずっと見ておりました。非常に人が大量に集まってきてというような状況ではございませんでした。桜そのものは町内いたるところに咲いておまして、笠置山にも上がっていただいていたと。

もみじまつりもライトアップが中心のイベントでございましたが、人があふれ返ってどうしようもないというようなイベントではございませんでした。コンサートをやらはったときはかなり人が入っておられたということはお聞きしておりますけれども、昨年度のライトアップの状況、私も撮影に行きましたけれどもそんなに人はおらへんかったんで、むちゃくちゃ人が集まることはないやろうということで、大丈夫だということで判断させていただいています。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

すごく曖昧な基準なんだなと。例えば、桜のライトアップはあれ、そこそこの期間ありますよね。1週間、2週間あったとしたら、先週の土日ですよ。キャンプ場のお客さん、僕も当日イベントに参加していましたんで、あそこの中でキャンプしてはいたけれども、雨にもかかわらずめっちゃくちゃ人がいたんですよ、入場制限かかるぐらい。町長の根拠はどこにあるのかと。トイレは渋滞しないのか、洗い場は渋滞しないのか。そういうことじゃないんですよ、僕が言っているのは。

感染対策を徹底するとか、日本人というのは秩序のある民族ですから、その辺は他国に比べりゃ、ルールをつくれればきちんと守る人種だと僕は思います。だから、物すごく曖昧なんです。確かにもみじ公園、夜は人少ないですよ。でも、昼間は人が来はりますよ。桜だってそうですよ。今年の花見キャンプは笠置でというような投稿が結構上がっています、ツイッターにでも。町長の今おっしゃっていることは、僕は全然根拠がないと思うんですよ、安全の基準の判断が。

去年花火大会がこうやって危険やったから、人が入らへん、告知しないことも考えた、時期をずらすことも考えた、でも、実行していないじゃないですか。やっていないじゃないで

すか。笠置っていつもやるかやらないかの、やらないを取るんですよ。でも、和東町は去年やった。その前は木津川市がやった。僕らより人口が多いところがやっているんですよ。だから、何の軸が笠置にあるのかが見えないんですよ、観光について。すごく曖昧なんですよ。

それはもう町長の権限でそうなるんやったら、それが町長のお仕事なんでしょう。ただ、ほんまに笠置がどうしたいのか、こうしたいのかというのがこの2年、3年見えてこないというのが僕らの不安ですわ、実際。いこいの館の経費は1,800万から2,100万円まで増額されている。今年度である程度のこういうことが終わりますよと説明を受けました。でも、この経費は平然と削ってくると。まだ開くかどうかという見通しが立たないところに投資はするが、今後も来てくれようと思う観光客の投資はできないというふうにも取れるわけですよ。

なぜ予算も計上できないのか。それで、今続けられるイベントの根拠はなぜそんなに曖昧なのか。片方は曖昧でも実施して、こっちは危ないからやめたいんやと。その線引きが一切分からへん。もっと知恵出しましょうよ。町長、就任されたときにおっしゃいましたよね、皆さんのお知恵を。一切聞いていただけませんがと。考えた、何した、これした。それは家から出えへんかったらならないかもしれないですよ、コロナに、病気に、事故に。じゃないじゃないですか。できることは何なんやという話ですよ。検討したがやめました、それは本当に行政の常套手段ですよ。

もうちょっとしっかりした根拠をつくって答弁していただきたい。本当に観光客の実数を測られているのか。今、キャンプってすごいことになっているんですよ。それでも安全なんでしょう。1週間、人が来続けていても安全なんでしょう。じゃ、何人感染者が出たらバツなのか、どういうことが起こったらバツなのか、何かそういう線はお持ちなんですか、町で。お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

少なくとも3密を避けましょうということが確保できないと、なかなか花火大会というのは難しいというふうに考えています。とにかくホームに人があふれて入り切れないで、駅舎の外にもあふれ返っていたという状況やったと。立錐の余地がないという、ほとんどそういう呼び方に近い、非常に危険なそういう状況やったというふうに聞いています。

ホームからの転落事故でありますとかそういうことも含め、我先に人が電車に乗り込むというようなこともあったようですし、あまりにも人が多くて、気分が悪くて産振で倒れては

ったというようなことも聞いております。きちんと安全確保ができない状態で花火大会というのをするのは非常に難しいのかなど。これは最終回の状況だけ見てお話ししています。非常に危険な状態で、しかも安全距離を取れない、3密を避けられないというような状況の中で花火大会を行うというのは、行政としては難しいやろうという判断でございます。

これを回避するために、じゃどうしたらええねんということになりますと、先ほど申しましたゲリラでやるとか、あまり人が来そうもない冬にやるとか、何かそういう方策というのはなきにしもあらずですが、数か月前には準備を始めないといけない、そのときのコロナの状態がどうなっているか分からないという今の情勢の中で、8月にやるというのはしんどい、当初予算に上げるというのはしんどいという判断で当初予算に上げておりません。

さくらまつり、もみじまつりについては、安全な距離というのは確保されておりますので、まず問題ないやろうというふうに考えております。以上です。

(発言する者あり)

町長(中 淳志君) 3密回避ができるかできないかということが一つの基準であるということと、一つは、非常に多くの方が集まって密集状態になっていたということが現に起こっていたわけですから、その状態の中での花火大会を実施するというのは非常に難しいと。安全の確保についてかなりの配慮が必要やということで、見送らせていただいているわけでございます。以上です。

(「何で予算措置せえへんかったんかって質問していますけれども。返答になっていないですって。なぜ予算措置をしなかったのか理由を聞かせてくれと聞きましたよ」と言う者あり)

町長(中 淳志君) どういう形で四季彩祭の実行委員会が話し合われるのか、それによっては、まず鍋-1に代わるもの、鍋フェスに代わるものというのは予算措置を追加でやってもいいかなというふうに考えています。そのために、あしたの夜に実行委員会を開かせていただくと。その中で、改めて花火の件もお話しさせてもらおうとは思っています。

実施するかしないか、まだ決まっていない状態での予算措置はできないと。何らかの形で方向性が出るんなら、そのことについてはまた行政側で審議させていただいて、予算計上するかもしれません。以上です。

(発言する者あり)

議長(大倉 博君) 西議員。

7番(西 昭夫君) 7番、西です。

僕はそんなに質問するつもりはなかったんですが、今の答弁を聞いていて、やはりちょっと一言質問しようと思ひまして手を挙げさせてもらいました。

例えば、笠置駅に人があふれると、それが3密になると、多分町長はそれを言われているんでしょうけれども、でも、どこでも今、いまだに多分通勤ラッシュってあるわけですよね。電車の中では密は構へんけれども、ホームで密になるのは駄目というふうにはしか聞こえない。これには賛否両論あると思いますが、じゃ、3密を回避するために、じゃJRに増便を頼まれたのか。車両が多くて2両なわけですね、今ね。それを3両、4両にしてくれへんかとJRに交渉に行かしたんかも分からないですし、片やさくらまつりともみじまつりは集客イベントをする。ただ、花火と12月の鍋-1、食のイベントに関しては人が集まるから駄目。片や人を集めようとしてやろう、片や人が集まるから駄目と言って、何か僕、矛盾しているような気がするんですね。

ただ、鍋に関しても花火にしても、人は集まりやすいとは思いますが、それは広報の違い、広報の仕方やと思いますよ。さくらまつり、もみじまつりというのはどこまで浸透しているのか、どのぐらいお金かけて広報しているのか、その比べる手段は僕はちょっと持っていないんですが、何か町長の言っていることは矛盾しているような気がしています。分かりますか。

じゃ、質問をまとめますね。じゃ、JRに密を回避するために増便なりの問合せはしたのかどうか。それと、片やさくらまつり、もみじまつりは集客のイベントを打つわけですよね。何で、そこは集客ということをしておいて、片や花火と鍋、食のイベントに関しては集客があるから駄目と言うのか、そこをちょっと説明してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

まず、鍋の話を先にさせていただきます。食のイベントをしないというふうには言っておりません。どのような形になるか分かりませんが、あしたお話をさせていただきます。何かいいアイデアがあったらやりましょうということで、それについてはまだ時間もたっぷりございますから、補正予算を組ませていただくという形で対応したいというふうに考えています。

花火のほうにつきましては、これは前回、最後にやったときですが、たしか車両の増設とかの話も出ていたようなんですが、僕ちょっとそのときの行政の対応は分かりません。結果的に大量の積み残しが出て、ホームに人があふれ返って、駅舎の外まで大変な人混みやったと。それで気分の悪い方も出て、救急車も来てというような話を伺っています。駅の様子は

私も見てきました。大変危ない状態やったと。これは間違いない話でございまして、そのためにどういうふうなことをしたらええのかというふうな、何か考えろということでしたけれども、一つはやっぱり、あれだけ人が集まると危険やということがまずあります。

他町村ですけれども事故が起きて、亡くなったというふうな事故も起きています。それで、できるだけ事故の起きないように、むちゃくちゃに人が集まるようなイベントはまず非常に警備が難しいということが1点と、それから、今コロナ下である状態になるのはやっぱり避けたいというのがございまして、とにかく3密回避というのはコロナ下でのお話です。コロナが収まった段階で、どのような形で花火ができるのか、またほかのイベントができるのか、それはまた改めて考えたいと思います。

取りあえず今、コロナの情勢が全く見えない中で花火をやると、安全確保できるというふうに私は断言できるだけの根拠を持っていないんで、今年については8月の花火大会は見送らせていただくということで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質問ありませんか。

（「いやいや、答えていないから答えさせてくださいよ」と言う者あり）

（「議長、ちゃんとしてくださいよ」と言う者あり）

（「自分が指示したかどうか分かるでしょう。3年前は分からないけれどもって言わはりましたやん」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） JRに話はしていないようです。電車のダイヤの組替えですから、車両の増設というか連結とかいろんなことがあって、難しいというふうに感じております。

（「いや、感じているかどうかを聞いているんじゃないですよ。ちゃんと問い合わせたかどうかを聞いているんです」と言う者あり）

町長（中 淳志君） いや、それはやっておりません。以上です。

（「何の答弁もしていないやないか」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。由本議員。反対ですか。

3番（由本好史君） 反対で。

議長（大倉 博君） はい。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

令和4年度笠置町一般会計予算の件について、反対の立場で討論をさせていただきます。

笠置いこいの館は、令和元年9月から2年以上も休館中となっており、何もしないで年間1,800万円もの貴重なお金が支出され、町長が就任されて2年たちますので、単純に3,600万円もの大金が使われております。

町長は笠置いこいの館を再開したいという意向を示されておりますが、一向に再開案やそのスケジュールを示されておられません。それなのに、令和4年度の予算では笠置いこいの館運営事業費に2,165万6,000円が計上され、令和3年度末の基金残高が6,100万円ということでございます。令和4年度末には基金残高が4,000万円を切ることになるわけでございます。その上、6月補正予算で、笠置いこいの館運営についてコンサルを入れて協議していくということでございます。

私は、いこいの館を再開したいのであれば、住民からの要望もありまして、温泉施設だけでも再開したらと提案もしてまいりましたが、何の回答もなく、やる気が全く感じられないわけであります。

社会福祉協議会が笠置いこいの館を使用されることの財産貸付収入も、今回の予算にも計上されておらず、町民憲章で観光のまちにするとうたいながら、観光事業においては前年度比268万4,000円の減と後退する予算が組まれ、今後の展望が全く望めません。

財政が厳しいと言いながら従来どおりの予算が計上されていることから、今回の予算に対しましては到底賛成できるものではありません。

以上、反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。西議員。

7番（西 昭夫君） 西です。

議案第21号、令和4年度笠置町一般会計予算の件については賛成します。賛成しますが、今の町長の答弁、これ、笠置テレビを見てはる人も分かると思いますが、以前にも町長に対しては誠意をもって答弁するようにと申入れをしたと思いますが、何かその場しのぎの言い訳にしか聞こえないような答弁があまりにも多く感じられます。別に町長憎しで責めているわけではないですが、これは誰が見てもそう思えるような答弁であったと思います。

ただし、この予算を否決することによって行政が歩みを止めるのであれば、そこは歯を食いしばり、頑張っ立ち上がって賛成票を1票入れたいと思います。それを賛成討論といたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。反対ですか。

5 番（坂本英人君） 賛成です。

議長（大倉 博君） 賛成、はい。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

この予算に賛成いたしますが、先ほどいろいろ質問させていただきましたが、本当に反対討論にもあったように基金は枯渇しかねない。それで、ずっと現行使っている制度も発揮できていない。その中で、なぜ賛成をするのか。ただただ行政の歩みを止めたないだけです。根拠もない、具体性もない、その希望はもう企画政策部に委ねなあかん、アドバイザーボードに希望を委ねなあかん。この重みを行政、執行部には大いに理解していただきたい。

片や観光のまちとうたい、ただ中止にする根拠は感覚で、何の具体性もない。森林譲与税でもそうですよ。いろいろ質問はしたかったが、これからの希望を、もう常に希望ですよ、毎年毎年。自分のまちをどうやって寿命を延ばせるのか。そのためには職員の意識を高めてほしいし、士気を下げてほしくないなので、やむを得ず賛成し続けていますよ。その予算を執行するという責任、役割を本当に令和4年度は果たしていただきたいと強く思い、賛成討論に代えさせていただきます。

議長（大倉 博君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで討論を終わります。

これから議案第21号、令和4年度笠置町一般会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号、令和4年度笠置町一般会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第21号、令和4年度笠置町一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第3、議案第22号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第22号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度笠置町国民健康保険特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ2億797万4,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険税が2,393万7,000円、府支出金が1億7,024万9,000円、繰入金が1,267万4,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で1億5,925万2,000円、国民健康保険事業費給付金で4,493万7,000円を計上しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第22号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御了承ください。

令和4年度につきましては、令和3年度と大きく変動するものを説明させていただきます。

なお、国民健康保険税につきましては、保険税率を据置きとさせていただき算出しております。

歳入、8ページを御覧ください。

4款府支出金、1項府補助金、本年度予算額1億7,024万9,000円、対前年度比2,605万4,000円の増額。歳出の療養諸費及び高額療養費に係る経費分のほか、特別調整交付金分を計上しております。

7款繰越金、前年度比740万5,000円の減額となっておりますが、頭出しで100万円を計上させていただいております。

続いて、歳出に移ります。

11ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費で38万9,000円、こちらは国保システムの機器入替えによる備品購入のため増額となっております。

2款保険給付費、1項療養諸費で1,214万円を増額し、1億3,799万5,000円を計上しております。令和3年推計を含めた3か年平均に医療費伸び率を上乗せした分で算出しております。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、2 7 3 万 6 , 0 0 0 円増額の 1 , 7 9 0 万 8 , 0 0 0 円、3 か年平均見込みを計上しております。

次に、1 4 ページ、3 款国民健康保険事業納付金、1 項医療給付費分で 3 , 1 6 7 万 9 , 0 0 0 円、2 項後期高齢者支援金分の 9 6 9 万円、3 項介護納付金分の 3 5 6 万 8 , 0 0 0 円、これらにつきましては、京都府から示されました市町村国保事業費納付金の額でございます。医療給付費分対前年度比 3 6 4 万 4 , 0 0 0 円増額となっておりますのは、保険給付費の増加によるものです。

以上、歳入歳出予算の総額は前年度比 1 , 9 1 2 万 3 , 0 0 0 円の増額となり、歳入歳出それぞれ 2 億 7 9 7 万 4 , 0 0 0 円となります。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

由本議員。

3 番（由本好史君） 3 番、由本です。

新型コロナウイルス感染拡大により所得が減少し、国民健康保険税に大きな影響があると思います。その影響をどのように見ておられるのか、また、新型コロナウイルス感染拡大により受診控えがあり、被保険者への予防対策はどのように予算計上されているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

コロナの影響による収入減についてですが、コロナによる減免制度というのがございまして、来年度も令和 5 年 3 月 3 1 日まで、コロナによる収入減による減免の制度を延長されましたので、それを御活用いただければと思っております。

受診控え等に関しましてですが、前年度、コロナのはやり出した当時というのは受診控えというのがございましたが、令和 2 年度、令和 3 年度等につきましては受診控えというのは今はない状態で、医療費が実際は高騰している状況でございます。1 2 月補正におきましても、医療費の増額、高額療養費の増額をさせていただいておりますので、受診控えということまでは至ってはおりません。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3 番（由本好史君） 3 番、由本です。

京都府は、新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えが収まり医療費が増加傾向にあ

るため、国民健康保険事業の納付金を増やすように求めていると報道がされました。どのように予算計上されているのか、また、今後そういったことで予算計上されていくのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

納付金につきましては、医療費分におきましては増額となっておりますが、本来はもう少し金額の上昇が大きかったんですけれども、医療費の大幅な増額によって激変緩和というものがございまして、それを笠置町は優先的に充てていただいたことによって、200万ほどは納付金が出る計算になっております。

納付金の計算につきましては、給付費のほか高額療養費も含めましていろんな要素を取り込んだ中で、京都府に納める金額というのが決定されます。町といたしましても、保険料の収納率の向上とかというのもやはり取り組んでいかないと駄目だとは思っておりますし、受診控えではなくて、人間ドックや特定健診などの健診を受けていただいて、早期発見に努めていただいて、後々の医療費を抑えていっていただくような努力をしていきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今後、納付金の増額は保険税の引上げにつながりかねませんので、繰越金や基金を投入して保険税の引上げ抑制に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。向出議員。まず、反対ですか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第22号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について反対討論をさせていただきます。

さきの議案で既に国民健康保険税条例一部改正ということで、賦課限度額を引き上げることが行われております。これを基にした形で、当初予算という形で上がっている予算ですので、そのような引上げについては反対の立場ですので、当初予算についても反対を表明させていただきます。

様々、先ほど質疑の中でもありましたけれども、京都府のほうから示された納付金の基準というのは基本的に、出た答申では1割、9%ほど高いのがありました。今言っはるよう
に激変緩和があつて、現実には下がったんですけれども、今後やはり納付金上がる可能性
というのは現実起きてくるのではないかと。やっぱりそのことも懸念されますし、もっと
本当に生活を圧迫しない、生活に影響を与えない、本当に今の保険税自体がどうなっている
のかということも当町としては憂慮いただきたいと思っています。

そういった意味からも、今回の国民健康保険特別会計予算の件については反対とさせてい
ただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第22号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第22号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会
計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第22号、令和4年度笠置町国民健康
保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第4、議案第23号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第23号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について提
案理由を御説明申し上げます。

令和4年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ7,455万8,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、使用料が2,576万円、一般会計からの繰入金
が3,288万7,000円、企業債が1,560万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費で1,432万7,000円、簡易水道施設
費では報酬で103万6,000円、需用費で879万2,000円、役務費で133万
9,000円、委託料で2,709万9,000円、また、公債費では元金利子を合わせま

して1, 941万円を計上いたしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 暫時休憩します。

休 憩 午後3時44分

再 開 午後3時51分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは、議案第23号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計予算の件につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入について説明させていただきます。なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御承知おきください。

8ページをよろしくお願いたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金です。これにつきましては、給水工事分担金、新設加入金ということで、前年度と同額、20万9,000円を計上させていただいております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生費使用料でございます。1節現年度使用料で、基本料金として1,105万1,000円、また、超過料金として1,459万2,000円を計上させていただいております。基本料金につきましては、積算戸数が昨年度に比べ5戸減の690戸で積算しております。なお、基本料金、超過料金ともに収納率を98%で算出しておるところでございます。また、滞納金については前年度と同額を見ているところがございます。

同じく2項手数料、1目衛生費手数料でございます。簡易水道手数料ということで、前年度と同額の1万7,000円を計上させていただいております。内容につきましては、給水工事業業者の再登録が見込まれない年度に当たるため、前年度と同額の手数料を計上しております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございます。財政調整基金預金の利子ということで、1,000円を計上させていただいております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。一般会計のほうでも説明させていただきましたが、対前年度比293万7,000円増額の3,288万7,000円を計上させていただいております。理由につきましては、修繕料や委託料の歳出の増によるものでござい

ます。

これ以降の9ページの繰越金、また預金利子につきましては、昨年度と同額を見ております。

7款企業債、1項企業債でございます。過疎対策事業債として850万円、また、公営企業会計適用債では710万円を計上させていただいております。歳出でもありますが、地方公営企業法適用化事業に伴いまして、過疎対策事業債を700万、また、公営企業会計適用債710万円を財源として充てております。また、水道施設台帳整備では150万円を過疎債で財源を充てております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出について説明をさせていただきます。

10ページを御覧ください。なお、職員等の人件費については説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で1,432万7,000円を計上させていただいております。

2款衛生費、上水道、簡易水道施設費でございます。主な内容といたしましては、1節の報酬では103万6,000円を計上させていただいております。内容は、取水、浄水、配水場の見回りの報酬でございます。

また、10節の需用費の主な内容につきましては、光熱水費で453万6,000円を計上しております。水道施設、浄水場等の電気代でございます。

修繕料では、今年度は有市高区2号加圧ポンプと飛鳥路ナンバー2ろ過ポンプ修繕として151万7,000円を計上させていただいております。また、水道メーター交換事業として22万円を計上しております。そのため、需用費では前年度比180万4,000円の増額で、879万2,000円を計上させていただいております。

次の11節の役務費では、自動車損害保険料や車検手数料など、給水車1台分が車検対象となることから計上をさせていただいております。前年度より6万3,000円減額の133万9,000円でございます。

また、12節委託料では2,709万9,000円を計上しております。内容といたしましては、簡易水道運営事業として979万9,000円を計上しております。従来からの委託業務を中心に、プロキュレーター、変速機、保守点検業務が令和4年度はないことから、対前年度では72万3,000円の減額となっております。

また、簡易水道維持改良事業では1,730万円を計上いたしております。これにつきましては、公営企業法に適用させるため必要な固定資産台帳整備、また移行事務支援、例規整備を行うもので、公営企業法の適用化事業につきましては、令和5年度までに事業を実施するものです。令和4年度では1,730万の計上ということでございます。

また、令和3年度から実施しております水道施設台帳電子化促進事業でございますが、令和4年度では国庫補助対象外分の構築費用ということで、311万円を計上させていただいております。それぞれ相楽東部の3町村共同で事業を進めるものでございまして、過疎債や公営企業適用債などの財源を充てて事業を進めるものでございます。

次の13節使用料及び賃借料、それから14節の工事請負費、15節原材料費につきましては、前年度同額を計上させていただいております。

18節負担金補助及び交付金では、日本水道協会入会金及び負担金として7万1,000円、また、全国簡易水道協議会負担金として1万円を計上させていただいております。

次に、11ページをお願いいたします。

22節償還金、利子及び割引料、及び24節の積立金については、前年度同額でございます。

また、26節の公課費につきましては、消費税及び地方消費税として、令和4年度の申告予定額として170万円を計上させていただいております。

それから、3款公債費では、元金、利子ともに地方債償還表に基づき、トータルで1,941万円を計上しております。

以上で簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第23号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第23号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第5、議案第24号、令和4年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第24号、令和4年度笠置町介護保険特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2億8,581万円を計上し、対前年では84万6,000円の減額、0.2%の減少となっております。

主な提案内容は、保険給付費で対前年71万6000円減の2億6,199万円、地域支援事業費で対前年比22万8,000円増の2,026万円を計上しております。

保険給付費につきましては、要介護1から要介護5の給付費が微増となり、要支援1・2の軽度者の給付費が微減となっておりますが、全体的にはほぼ横ばいとなっております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第24号、令和4年度笠置町介護保険特別会計予算の件について御説明させていただきます。

予算書の7ページを御覧ください。一部説明を省略させていただくところがございますので、御了承いただきたいと思います。

1款保険料、1項介護保険料におきましては、第1号被保険者の保険料といたしまして4,977万8,000円を計上しております。

3款国庫支出金では、1項国庫負担金で4,676万4,000円、2項国庫補助金で2,038万9,000円を計上しております。介護給付費や地域支援事業費に係ります国庫の負担分となっております。

4款支払基金交付金では、2号被保険者の負担分といたしまして7,186万9,000円を計上しております。

5款府支出金では、1項府負担金で3,837万円4,000円、2項府補助金で

212万4,000円を計上しております。国と同様に、介護給付費等の府の負担分となっております。

次のページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、介護給付費の町負担分や事務費に関わる費用などで4,717万2,000円を計上しております。

7款繰入金、2項基金繰入金では、744万7,000円を計上しているところでございます。

10ページの9款諸収入、3項雑入では、介護予防のケアプラン費用といたしまして88万4,000円を計上しているところでございます。

続きまして、11ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費では57万7,000円を計上しております。1目一般管理費では、介護保険事務全般に係ります事務の費用といたしまして44万4,000円を計上しております。

2項徴収費では、保険料決定通知などの費用といたしまして6万9,000円を計上しております。

3項介護認定審査会費につきましては、認定調査や認定審査会に係る費用といたしまして121万2,000円を計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、全体で2億3,723万1,000円計上しております。1号居宅介護サービス給付費では、デイサービスセンターなど在宅の方のサービスに係る費用といたしまして1億978万7,000円を計上しております。

3目施設介護サービス給付費では、特別養護老人ホームなど施設入所に係る費用といたしまして1億267万4,000円を計上しております。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、339万3,000円を計上しております。介護予防サービスにつきましては、要支援の方のサービスでございまして、全体で8万1,000円の減となっております。ほぼ横ばいと見込んでいるところでございます。

4項高額サービス等費で771万3,000円を計上しております。1か月分の自己負担が上限額を超えた場合に支給する費用でございます。

6項特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者の方が施設入所された場合の居住と食費の軽減に係る費用といたしまして1,232万1,000円を計上しております。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費では、3 1 2 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

1 目介護予防・生活支援事業費では、要支援の方の訪問介護や通所介護に係る費用といたしまして 2 0 0 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

3 項包括的支援事業・任意事業につきましては、全体で 1, 5 3 1 万円を計上しております。

4 目任意事業費では、紙おむつの購入助成や認知症サポーターの養成に係る費用といたしまして 3 1 万円を計上しております。

介護保険特別会計予算につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 4 号、令和 4 年度笠置町介護保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 2 4 号、令和 4 年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第 2 4 号、令和 4 年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第 6、議案第 2 5 号、令和 4 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第 2 5 号、令和 4 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

本特別会計は、京都府後期高齢者医療広域連合が制度運営しておりますので、町としての予算は徴収した保険料及び療養給付費等に係ります納付金が骨格となっております。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 7, 0 3 9 万 1, 0 0 0 円を計上し、対前年比では

337万2,000円の増額、5%の増加となっております。

主な提案内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年度353万4,000円増の6,828万円を計上しております。

引き続き、適正な保険給付並びに保険料収納率の向上に努めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第25号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について御説明させていただきます。一部説明を省略させていただくところがございますので、御了承ください。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合からの通知に基づきまして2,509万4,000円を計上しております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、4,447万1,000円を計上しております。

1目一般会計繰入金につきましては、町の事務費の分、また保険料軽減分、保健事業に係る費用といたしまして1,213万2,000円を計上しております。

2目療養給付費繰入金につきましては、療養給付費の町負担分といたしまして、これも連合からの通知に基づいておりますけれども、3,233万9,000円を計上しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

5款諸収入、4項雑入につきましては、保健事業に対する補助金といたしまして52万円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費では、後期高齢者医療の事務全般に係る費用といたしまして8万円を計上しております。

2項徴収費につきましては、保険料の決定通知や納付書などの費用といたしまして17万円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、6,828万円を計上しております。

内容につきましては、事務費の負担金、徴収した保険料を納付する保険料の負担金、保険料軽減分の負担金、療養給付費に係る負担金等でございまして、全て連合からの通知により計上させていただいているところでございます。

10ページをお願いいたします。

4款保健事業費につきましては、人間ドックや特定健診に係る費用といたしまして146万3,000円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第25号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について、反対討論を行います。

この制度は、基本的に75歳以上を一般の医療とは切り分けまして運営されている制度です。その医療水準等を充実させていくと、75歳以上は病気になりやすい、そういうところをみんなで保護して充実をさせていくという旨を、この制度発足当時、その趣旨として説明をされていまして、ところが、保険料はだんだん引き上がってきています。

後期高齢者医療の保険料は、京都府の広域連合の議会で2年ごとに定められます。令和4年度、令和5年度も既に条例が可決をされていまして、引上げとなっています。75歳以上の方の収入状況というのは、かなり低所得者の方も多くおられまして、こういう引上げは本当に生活に支障を与えるのではないかと懸念します。

笠置町単独でこの事業に対して取り得る裁量というのはあまりないと思いますけれども、そうした流れに対して問題があるということを表明いたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第25号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第25号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第25号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は3月28日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後4時20分